

データ集

データ集

1 大気関係

(1) 大気汚染に係る環境基準達成状況(一般環境大気測定局)

(平成 22 年度(2010 年度))

地点 番号	項目 測定局	二酸化窒素			浮遊粒子状物質			二酸化硫黄			光化学オキシダント		環境基準 適否
		日平均 値の年 間 98% 値 (ppm)	98%値 評価に よる日 平均 値が 0.06 ppmを 超え た日数	環境 基準 適 否	日平均 値の2% 除外値 (mg/m ³)	環境基準 の長期 的評価 による 日平均 値が 0.10 mg/m ³ を超 えた日 数	環境 基準 適 否	日平均 値の2% 除外 による 日平均 値が 0.04ppm を超 えた日 数	環境基準 の長期 的評価 による 日平均 値が 0.04ppm を超 えた日 数	環境 基準 適 否	昼間の1時間 値が0.06ppm を超えた日 数	時間	
1	三篠小学校	0.027	0	○	0.061	0	○	—	—	—	105	598	×
2	皆実小学校	0.033	0	○	0.065	0	○	0.003	0	○	94	515	×
3	井口小学校	0.031	0	○	0.065	0	○	0.004	0	○	123	693	×
4	安佐南区役所	0.025	0	○	0.056	0	○	0.004	0	○	125	684	×
5	可部小学校	0.020	0	○	0.072	0	○	—	—	—	80	421	×
6	福木小学校	0.029	0	○	0.061	0	○	—	—	—	99	528	×
7	伴小学校	0.023	0	○	0.063	0	○	0.002	0	○	112	588	×

(注) 1 二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄の環境基準適否は、長期的評価により判定しています。

2 光化学オキシダントについて昼間とは、5時から20時までの時間帯をいいます。したがって、1日につき6時から20時までの15時間分の1時間値が得られます。

3 光化学オキシダントについては、1時間値が環境基準値0.06ppmを超えたため、環境基準不適合となっています。

(2) 大気汚染に係る環境基準達成状況(自動車排出ガス測定局)

(平成 22 年度(2010 年度))

地点 番号	項目 測定局	二酸化窒素			一酸化炭素			浮遊粒子状物質		
		日平均 値の年 間 98% 値 (ppm)	98%値 評価に よる日 平均 値が 0.06ppm を超 えた日 数	環境 基準 適 否	日平均 値の2% 除外値 (ppm)	環境基準 の長期 的評価 による 日平均 値が 10 ppmを 超 えた日 数	環境 基準 適 否	日平均 値の2% 除外 による 日平均 値が 0.10 mg/m ³ を超 えた日 数	環境 基準 の長期 的評価 による 日平均 値が 0.10 mg/m ³ を超 えた日 数	環境 基準 適 否
8	紙屋町	0.044	0	○	1.2	0	○	0.068	0	○
9	比治山	0.041	0	○	—	—	—	0.065	2	×
10	庚午	0.041	0	○	1.2	0	○	0.063	2	×
11	古市小学校	0.027	0	○	—	—	—	0.067	0	○

(注) 1 二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質の環境基準適否は、長期的評価により判定しています。

2 浮遊粒子状物質については、黄砂の影響により基準値を超える日が2日以上連続していたため一部測定局で環境基準不適合となっています。

(3) 窒素酸化物測定結果

(平成 22 年度(2010 年度))

地点番号	測定点	用途地域	一酸化窒素(NO)					二酸化窒素(NO ₂)													
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
												時間	ppm	ppm	ppm	時間	%	時間	%		
1	三篠小学校	二種住居	360	8,531	0.006	0.147	0.019	360	8,531	0.013	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0
2	皆実小学校	一種住居	364	8,641	0.007	0.135	0.028	364	8,641	0.017	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.033	0
3	井口小学校	一種中高層住専	358	8,555	0.004	0.123	0.021	358	8,555	0.014	0.065	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0
4	安佐南区役所	一種住居	364	8,670	0.004	0.120	0.018	364	8,670	0.013	0.059	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0
5	可部小学校	二種住居	363	8,653	0.003	0.068	0.009	363	8,653	0.011	0.049	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0
6	福木小学校	一種中高層住専	358	8,550	0.008	0.227	0.035	358	8,550	0.014	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0
7	伴小学校	一種住居	353	8,401	0.005	0.129	0.026	353	8,401	0.012	0.052	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0
8	紙屋町	商業	360	8,630	0.044	0.302	0.081	360	8,630	0.029	0.087	0	0.0	0	0.0	0	0.0	29	8.1	0.044	0
9	比治山	近隣商業	359	8,557	0.016	0.343	0.040	359	8,557	0.023	0.089	0	0.0	0	0.0	0	0.0	12	3.3	0.041	0
10	庚午	近隣商業	365	8,625	0.025	0.184	0.053	365	8,625	0.025	0.112	0	0.0	3	0.0	0	0.0	10	2.7	0.041	0
11	古市小学校	近隣商業	362	8,629	0.013	0.178	0.036	362	8,629	0.015	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0

(左下に続く)

地点番号	測定点	用途地域	窒素酸化物(NO+NO ₂)					
			有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値
								NO _x
日	時間	ppm	ppm	ppm	%			
1	三篠小学校	二種住居	360	8,531	0.019	0.207	0.044	70.3
2	皆実小学校	一種住居	364	8,641	0.025	0.187	0.057	70.8
3	井口小学校	一種中高層住専	358	8,555	0.018	0.173	0.047	79.9
4	安佐南区役所	一種住居	364	8,670	0.017	0.154	0.038	78.8
5	可部小学校	二種住居	363	8,653	0.013	0.100	0.028	80.2
6	福木小学校	一種中高層住専	358	8,550	0.022	0.287	0.059	65.2
7	伴小学校	一種住居	353	8,401	0.017	0.165	0.047	69.7
8	紙屋町	商業	360	8,630	0.073	0.380	0.119	40.1
9	比治山	近隣商業	359	8,557	0.039	0.408	0.077	60.1
10	庚午	近隣商業	365	8,625	0.050	0.239	0.090	49.5
11	古市小学校	近隣商業	362	8,629	0.028	0.217	0.056	53.9

(4) 浮遊粒子状物質測定結果

(平成 22 年度(2010 年度))

地点番号	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	除日平均値の 2 値 %	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数
						日	時間	mg/m ³	時間				
1	三篠小学校	二種住居	359	8,620	0.023	0	0	1	0.3	0.166	0.061	○	0
2	皆実小学校	一種住居	362	8,687	0.022	0	0	2	0.6	0.178	0.065	○	0
3	井口小学校	一種中高層住専	364	8,722	0.033	0	0	1	0.3	0.183	0.065	○	0
4	安佐南区役所	一種住居	354	8,538	0.023	0	0	0	0	0.166	0.056	○	0
5	可部小学校	二種住居	362	8,705	0.034	0	0	0	0	0.170	0.072	○	0
6	福木小学校	一種中高層住専	361	8,649	0.022	0	0	1	0.3	0.184	0.061	○	0
7	伴小学校	一種住居	350	8,428	0.031	0	0	0	0	0.156	0.063	○	0
8	紙屋町	商業	365	8,733	0.027	0	0	1	0.3	0.166	0.068	○	0
9	比治山	近隣商業	345	8,293	0.024	2	0	2	0.6	0.206	0.065	×	2
10	庚午	近隣商業	360	8,653	0.024	0	0	2	0.6	0.187	0.063	×	2
11	古市小学校	近隣商業	361	8,677	0.022	0	0	1	0.3	0.172	0.067	○	0

(5) 二酸化硫黄測定結果

(平成 22 年度(2010 年度))

地点番号	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2 % 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
						日	時間	ppm	時間				
1	皆実小学校	一種住居	365	8,642	0.001	0	0	0	0	0.011	0.003	○	0
2	井口小学校	一種中高層住専	365	8,638	0.001	0	0	0	0	0.012	0.004	○	0
3	安佐南区役所	一種住居	361	8,612	0.002	0	0	0	0	0.013	0.004	○	0
4	伴小学校	一種住居	352	8,365	0.000	0	0	0	0	0.010	0.002	○	0

(6) 一酸化炭素測定結果

(平成 22 年度(2010 年度))

地点 番号	測 定 局	用 途 地 域	有効測定日数		年 平 均 値 ppm	8 時間値が 20ppm を超え た回数とその 割合		日平均値が 10ppm を超え た日数とその 割合		1 時 間 値 の 最 高 値 ppm	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値 ppm	日平均値が 10ppm を超え た日が 2 日 以上連続し たことの有 無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が10ppm を超えた日 数
			日	時間		回	%	日	%				
8	紙屋町	商業	328	7,949	0.6	0	0	0	0	3.5	1.2	○	0
10	庚午	近隣商業	365	8,677	0.7	0	0	0	0	3.0	1.2	○	0

(7) 光化学オキシダント測定結果

(平成 22 年度(2010 年度))

地点 番号	測 定 局	用 途 地 域	昼間測定日数		昼間の1 時間値の 年平均値 ppm	昼間の1時間値が 0.06ppm を超えた日 数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppm 以上の日数 と時間数		昼間の1 時間値の 最高値 ppm	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値 ppm
			日	時間		日	時間	日	時間		
1	三篠小学校	二種住居	365	5,442	0.033	105	598	1	4	0.129	0.051
2	皆実小学校	一種住居	365	5,453	0.031	94	515	1	3	0.127	0.049
3	井口小学校	一種中高 層住専	365	5,424	0.035	123	693	1	3	0.131	0.053
4	安佐南 区役所	一種住居	362	5,373	0.035	125	684	2	5	0.136	0.055
5	可部小学校	二種住居	365	5,437	0.030	80	421	3	5	0.134	0.048
6	福木小学校	一種中高 層住専	362	5,386	0.031	99	528	1	3	0.134	0.049
7	伴小学校	一種住居	355	5,267	0.033	112	588	1	4	0.136	0.052

(8) 炭化水素測定結果

(平成 22 年度(2010 年度))

項目	地点番号	測定局	用途地域	測定時間	年平均値	年6～9時における平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間 平均値		6～9時3時間 平均値が0.20 ppmCを超えた日 数とその割合		6～9時3時間 平均値が0.31 ppmCを超えた日 数とその割合	
								最高値	最低値	日	%	日	%
								ppmC	ppmC	日	%	日	%
炭化水素	8	紙屋町	商業	7,931	2.06	2.08	343	2.52	1.89	—	—	—	—
	9	比治山	近隣商業	7,649	2.00	2.02	320	2.54	1.85	—	—	—	—
	10	庚午	近隣商業	8,259	2.09	2.21	346	2.95	1.89	—	—	—	—
	11	古市小学校	近隣商業	8,465	1.98	2.02	357	2.42	1.81	—	—	—	—
非メタン炭化水素	8	紙屋町	商業	7,931	0.21	0.22	343	0.57	0.03	179	52.2	55	16.0
	9	比治山	近隣商業	7,649	0.16	0.16	320	0.57	0.04	75	23.4	7	2.2
	10	庚午	近隣商業	8,259	0.22	0.32	346	0.93	0.06	278	80.3	177	51.2
	11	古市小学校	近隣商業	8,465	0.11	0.14	357	0.45	0.00	60	16.8	12	3.4

(9) 降下ばいじん測定結果

単位：t/km²/月

(平成 22 年度(2010 年度))

番号	測定地点	用途地域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
1	伴小学校	一種住居	1.13	2.00	0.82	0.75	0.52	0.56	0.36	1.15	1.65	1.61	1.16	1.61	1.11
2	安佐北区役所	二種住居	1.09	2.42	1.15	1.85	0.87	1.03	0.70	1.35	1.92	2.25	1.19	2.79	1.55
3	佐伯区役所	近隣商業	1.95	3.40	1.39	2.71	0.90	1.62	0.50	1.58	1.37	1.21	1.26	1.78	1.64
平均値			1.39	2.61	1.12	1.77	0.76	1.07	0.52	1.36	1.65	1.69	1.20	2.06	1.43

(10) アスベスト調査結果

単位：f/L

(平成 22 年度(2010 年度))

地域	地域区分	広島市		全国	
		最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値
バックグラウンド地域	住宅地域	N.D.～0.17	0.068	0.06～0.22	0.08
	商工業地域	N.D.～0.11	0.062	0.06～0.39	0.13
発生源周辺	幹線道路沿線	0.056～0.17	0.10	0.06～0.33	0.14

(注) N.D.：定量下限値未満

全国数値は平成22年度(2010年度)の環境省調査結果である。

(11) 環境大気中フロン類調査

単位: ppb

(平成 22 年度(2010 年度))

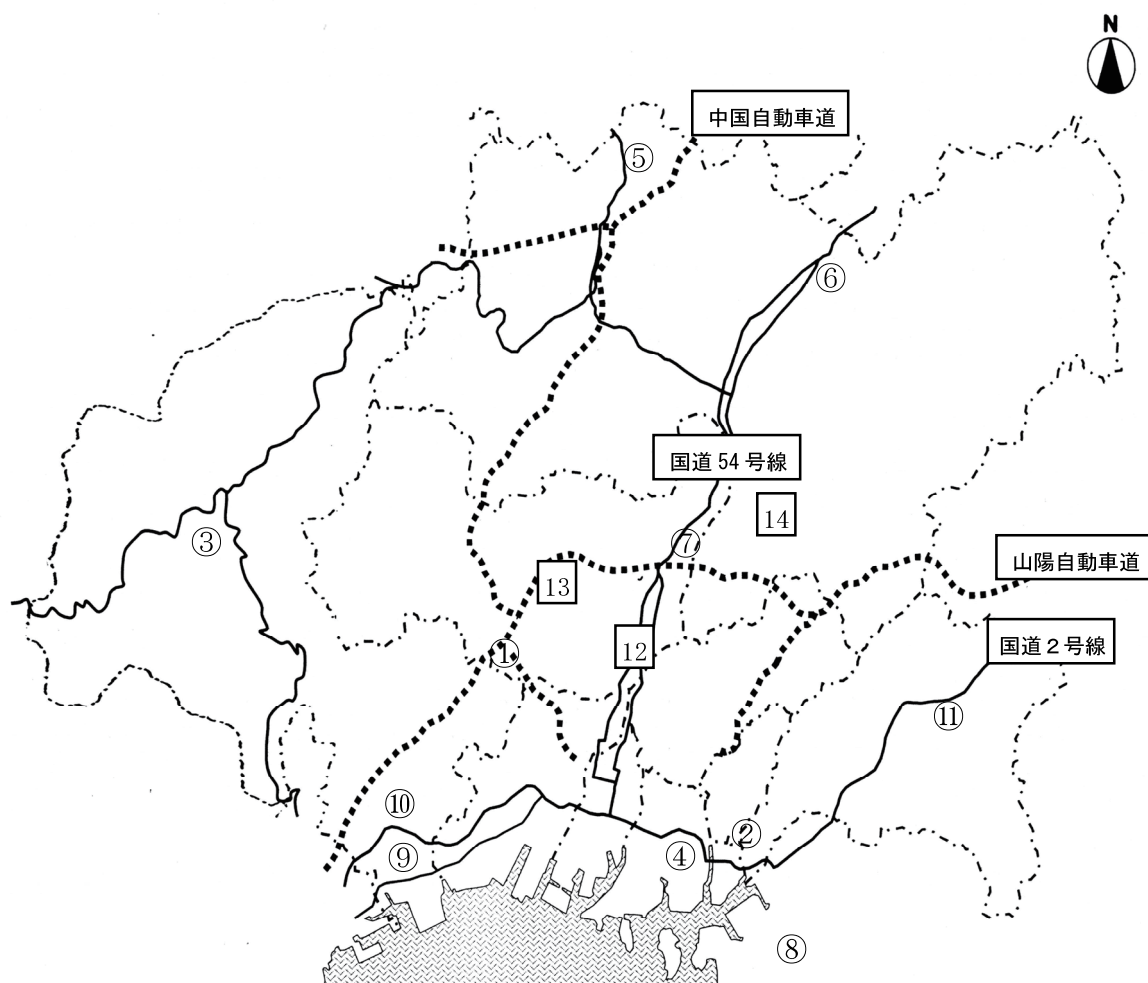
測定地点名	測定回数 (回/年)	CFC11		CFC12		CFC113	
		最小～最大	平均	最小～最大	平均	最小～最大	平均
広島市役所	2	0.25～0.35	0.29	0.57～0.63	0.60	0.060～0.074	0.069
南原峡	2	0.24～0.30	0.27	0.58～0.63	0.61	0.070～0.079	0.075
五月が丘団地	2	0.23～0.29	0.26	0.56～0.63	0.59	0.066～0.078	0.071
衛生研究所	2	0.24～0.29	0.27	0.58～0.62	0.60	0.064～0.075	0.071

(12) 大気測定車による測定結果

(平成 22 年度(2010 年度))

調査区分	番号	測定地点	測定期間 月/日～月/日	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	オキシダント (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	炭化水素 (ppmC)	非メタン炭化水素 (ppmC)
				最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値	最高値
				平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
一般環境調査	1	広島修道大学	4/7～4/22	0.006	0.029	0.058	0.093	0.69	0.095	1.99	0.13
				0.001	0.003	0.017	0.036	0.25	0.017	1.92	0.05
			6/16～7/1	0.005	0.055	0.040	0.108	0.55	0.201	2.48	0.75
				0.001	0.004	0.013	0.026	0.19	0.038	1.95	0.11
	9/10～9/29	0.006	0.078	0.035	0.093	1.02	0.136	2.06	0.24		
		0.001	0.006	0.011	0.026	0.21	0.025	1.93	0.11		
	1/5～1/20	0.007	0.105	0.049	0.038	1.37	0.045	1.97	0.26		
		0.001	0.016	0.020	0.015	0.79	0.011	1.88	0.13		
	2	船越小学校	5/12～5/27	0.019	0.087	0.056	0.111	1.00	0.168	2.25	0.35
				0.002	0.004	0.015	0.041	0.29	0.031	1.98	0.10
	3	湯来中学校	5/28～6/15	0.002	0.002	0.010	0.109	0.32	0.084	1.94	0.10
				0.000	0.000	0.002	0.039	0.12	0.018	1.86	0.04
		9/30～10/20	0.003	0.014	0.013	0.054	0.84	0.057	3.83	0.20	
			0.000	0.001	0.002	0.016	0.52	0.020	1.89	0.08	
4	仁保小学校	7/2～7/21	0.015	0.062	0.046	0.111	0.60	0.142	2.30	0.45	
			0.003	0.006	0.015	0.027	0.23	0.045	1.95	0.14	
5	鈴張小学校	7/22～8/4	0.003	0.013	0.013	0.098	0.46	0.081	2.16	0.24	
			0.001	0.002	0.005	0.025	0.10	0.031	1.90	0.10	
6	大林小学校	8/25～9/9	0.004	0.023	0.015	0.100	0.32	0.103	2.34	0.56	
			0.001	0.003	0.006	0.019	0.08	0.020	1.99	0.21	
7	城南中学校	10/21～11/9	0.005	0.026	0.032	0.058	0.74	0.076	2.09	0.19	
			0.001	0.001	0.008	0.026	0.50	0.017	1.94	0.08	
8	矢野南小学校	11/10～11/30	0.011	0.053	0.038	0.048	-	0.128	2.24	0.39	
			0.001	0.006	0.011	0.021	-	0.028	1.96	0.09	
9	五日市小学校	1/21～2/9	0.009	0.072	0.055	0.066	1.76	0.069	2.42	0.68	
			0.002	0.011	0.025	0.019	0.90	0.017	1.98	0.15	
10	城山中学校	2/10～3/3	0.010	0.046	0.047	0.072	1.32	0.088	2.63	0.74	
			0.001	0.005	0.017	0.025	0.73	0.018	2.03	0.14	
11	瀬野小学校	3/4～3/30	0.011	0.086	0.054	0.067	1.08	0.070	2.07	0.20	
			0.001	0.008	0.017	0.028	0.63	0.019	1.94	0.07	
沿道調査	12	祇園東中学校	4/23～5/11	0.005	0.020	0.043	0.103	0.86	0.073	2.68	0.89
				0.001	0.001	0.013	0.050	0.29	0.027	1.95	0.07
	13	深川小学校	8/6～8/24	0.006	0.020	0.021	0.148	0.46	0.211	2.30	0.53
0.001				0.003	0.008	0.029	0.15	0.036	1.91	0.12	
14	安西小学校	12/1～12/27	0.004	0.202	0.050	0.053	1.83	0.065	2.21	0.36	
			0.001	0.024	0.021	0.017	0.67	0.016	1.95	0.08	

大気測定車測定地点図(平成 22 年度(2010 年度))



- 一般環境調査
- 自動車排出ガス調査

番号	測定地点	区名	用途地域	区分
1	広島修道大学	安佐南	一種中高住専	○
2	船越小学校	安芸	一種住居	○
3	湯来中学校	佐伯	都市計画区域	○
4	仁保小学校	南	一種住居	○
5	鈴張小学校	安佐北	都計外	○
6	大林小学校	安佐北	一種住居	○
7	城南中学校	安佐南	一種住居	○
8	矢野南小学校	安芸	一種中高住専	○
9	五日市小学校	佐伯	一種中高住専	○
10	城山中学校	佐伯	一種中高住専	○
11	瀬野小学校	安芸	一種住居	○
12	祇園東中学校	安佐南	一種住居	□
13	安西小学校	安佐南	一種住居	□
14	深川小学校	安佐北	一種住居	□

(13) 浮遊粉じん等の測定結果

単位：μg/m³

(平成22年度(2010年度))

測定地点	用途地域	測定期間	浮遊粒子状物質	Pb	Cd	Zn	Cu	Ni	Fe	Mn	V	Ti	Al	Ca	Mg
伴小学校	一種住居	5/17~ 5/20	14.7	0.012	<0.001	0.037	0.041	<0.001	0.08	0.010	0.002	0.001	0.022	0.017	0.012
		7/20~ 7/23	11.7	<0.008	<0.001	0.024	0.013	<0.001	0.02	0.004	0.002	0.002	0.014	0.023	0.015
		10/12~ 10/15	17.9	0.009	<0.001	0.040	0.016	0.002	0.09	0.010	0.004	0.002	0.021	0.028	0.009
		1/18~ 1/21	9.6	0.031	0.005	0.055	0.039	<0.001	0.18	0.036	<0.001	0.002	0.014	0.018	0.012
平均値			13.5	0.014	0.002	0.039	0.027	0.001	0.09	0.015	0.002	0.002	0.018	0.022	0.012

(注) ハイボリュームエアースンプラー(10μmカット)による方法

(14) 風向構成比及び風速

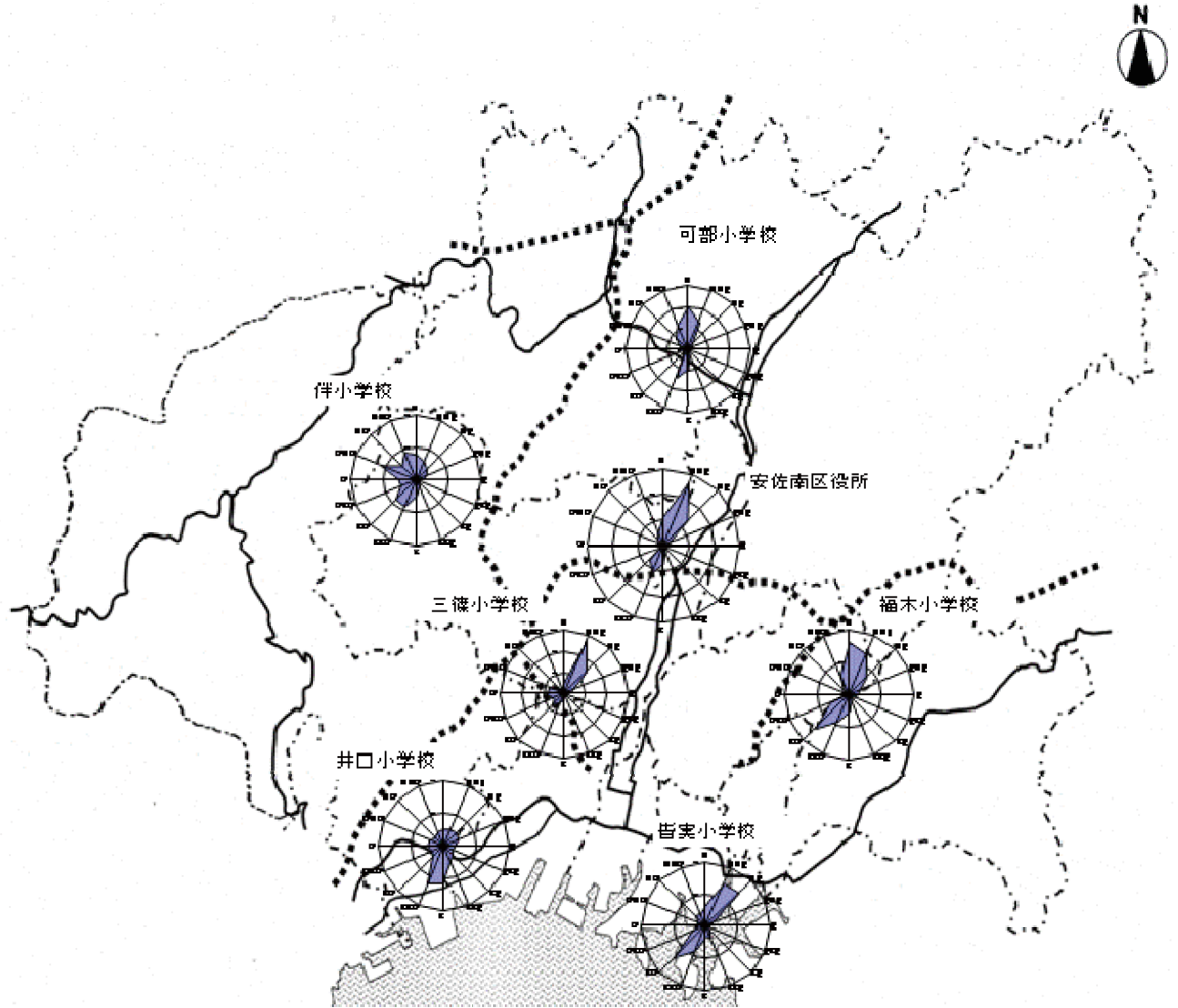
(平成22年度(2010年度))

測定局		風向										
		NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW
三篠小学校	頻度(%)	27.1	14.5	3.3	1.2	0.5	0.3	0.4	1.0	3.5	7.3	5.4
	平均風速(m/s)	1.06	0.87	0.81	0.91	0.80	0.86	0.98	1.21	1.7	1.65	1.21
皆実小学校	頻度(%)	14.6	14.8	1.6	1.4	0.8	1.5	4.1	3.4	8.6	14.3	4.8
	平均風速(m/s)	1.48	1.24	0.95	0.96	0.94	1.19	1.32	1.15	1.81	2.28	1.42
井口小学校	頻度(%)	5.6	5.8	5.1	3.8	3.2	4.1	5.8	11.7	12.6	4.5	3.8
	平均風速(m/s)	2.37	2.25	1.33	0.92	0.89	1.00	1.25	1.95	1.97	1.15	1.24
安佐南区役所	頻度(%)	26.2	13.5	2.3	1.2	0.7	0.9	1.90	7.0	11.3	7.4	1.8
	平均風速(m/s)	2.06	1.88	1.27	1.28	1.12	1.36	1.61	2.94	3.00	2.45	1.54
可部小学校	頻度(%)	14.3	1.6	0.5	0.4	0.6	0.6	1.5	8.8	14.1	3.5	2.3
	平均風速(m/s)	2.25	1.70	1.09	1.12	0.97	1.18	1.98	3.23	3.31	1.77	1.23
福木小学校	頻度(%)	13.6	7.1	3.2	2.4	1.3	1.1	1.3	5.0	8.7	14.6	6.3
	平均風速(m/s)	1.84	1.47	1.26	1.12	1.35	0.98	1.24	2.11	2.06	2.61	2.24
伴小学校	頻度(%)	6.1	4.5	3.2	2.1	0.8	1.0	2.2	5.2	9.2	8.8	5.0
	平均風速(m/s)	1.62	1.42	1.18	1.12	0.88	1.03	2.01	2.39	2.63	2.22	1.09

(左下に続く)

測定局		風向						合計 平均値
		W	WNW	NW	NNW	N	CALM	
三篠小学校	頻度(%)	7.9	7.8	3.1	2.9	5.8	8.1	100
	平均風速(m/s)	1.17	1.22	0.88	0.94	1.06	-	1.04
皆実小学校	頻度(%)	2.6	2.8	4.6	4.2	6.7	9.1	100
	平均風速(m/s)	1.28	1.46	1.55	1.22	1.31	-	1.40
井口小学校	頻度(%)	4.8	4.5	3.6	4.4	5.2	11.5	100
	平均風速(m/s)	1.46	1.65	1.90	2.64	2.68	-	1.57
安佐南区役所	頻度(%)	1.4	2.0	3.4	5.4	11.2	2.4	100
	平均風速(m/s)	1.68	1.85	2.58	2.49	2.36	-	2.19
可部小学校	頻度(%)	2.7	3.8	8.0	13.2	20.9	3.3	100
	平均風速(m/s)	1.24	1.47	1.75	1.93	2.19	-	2.19
福木小学校	頻度(%)	1.5	1.4	2.5	6.8	16.2	6.9	100
	平均風速(m/s)	1.34	1.22	1.36	1.38	1.81	-	1.75
伴小学校	頻度(%)	5.5	11.5	6.2	9.2	8.0	11.4	100
	平均風速(m/s)	0.78	0.93	1.00	1.29	1.50	-	1.37

風配図(平成 22 年度(2010 年度))



2 水質関係

(1) 調査項目一覧

(平成22年度(2010年度))

水 域 名	番号	測 定 地 点 名	類型	環 境 基 準 点	水 質 調 査				洗 剤 残 存 調 査	底 質 調 査	備 考			
					生 活 環 境 項 目	健 康 項 目 等	栄 養 塩 類				測 定 計 画	補 足 調 査		
岡ノ下川	1	千岡ノ下川橋	—		○				○		○			
	2				○					○		○		
八幡川水系	八幡川上流	3	A	□	○	○	○				○			
		4			○	○	○			○		○		
		5			○	○	○			○		○		
	八幡川下流	6	B	□	○	○	○			○				
		7			○	○	○		○		○			
	石内川	8	—		○							○		
		9			○								○	
		10			○				○				○	
	梶毛川	11	梶毛川河口	—									○	
	水内川	12	水内川河口	A	□	○	○	○				○		
太田川上流(二)	13	A	□	◎	◎	◎					◎			
	14			◎	◎	◎			◎		◎			
	15			○					○		○			
太田川上流	16	A	□	◎	◎	◎			○		◎			
	17			◎	◎	◎			◎		◎			
	18			◎	◎	◎			◎		◎			
	19			○	○	○			○	○	○			
20	○					○		○						
太田川下流	21	B	□	○	◎	◎				○				
	22			◎	◎	◎			◎		◎			
小河内川	23	小河内川河口	—									○		
吉山川	24	A	□	○							○			
	25			○	○	○			○		○			
鈴張川	26	A	□	○							○			
	27			○	○	○			○		○			
後山川	28	後山川河口	—									○		
大毛寺川	29	大毛寺川橋	—					○			○			
大井出川	30	大井出川河口	—									○		
帆待川	31	帆待川河口	—					○				○		
新川	32	新川樋門	—									○		
根谷川上流	33	A	□	○	○	○					○			
	34			○						○				
	35			○						○				
根谷川下流	36	B	□	◎	◎	◎			○		◎			
	37			○								○		
桐原川	38	南原川	—									○		
三篠川	39	A	□	●							●			
	40			○	○	○			○		○			
	41			○	○	○			○		○			
	42			◎	◎	◎			◎		◎			
	43			○					○		○			
	44			○							○			
小河原川	45	小河原川	—									○		
落合川	46	落合川河口	—					○				○		
戸坂川	47	戸坂川河口	—					○				○		
古川下流	48	B	□	◎	◎	◎					◎			
	49			○							○			
	50			○							○			
	51			○							○			
安川	52	B	□	○	○	○			○		○			
	52			○	○	○			○		○			

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

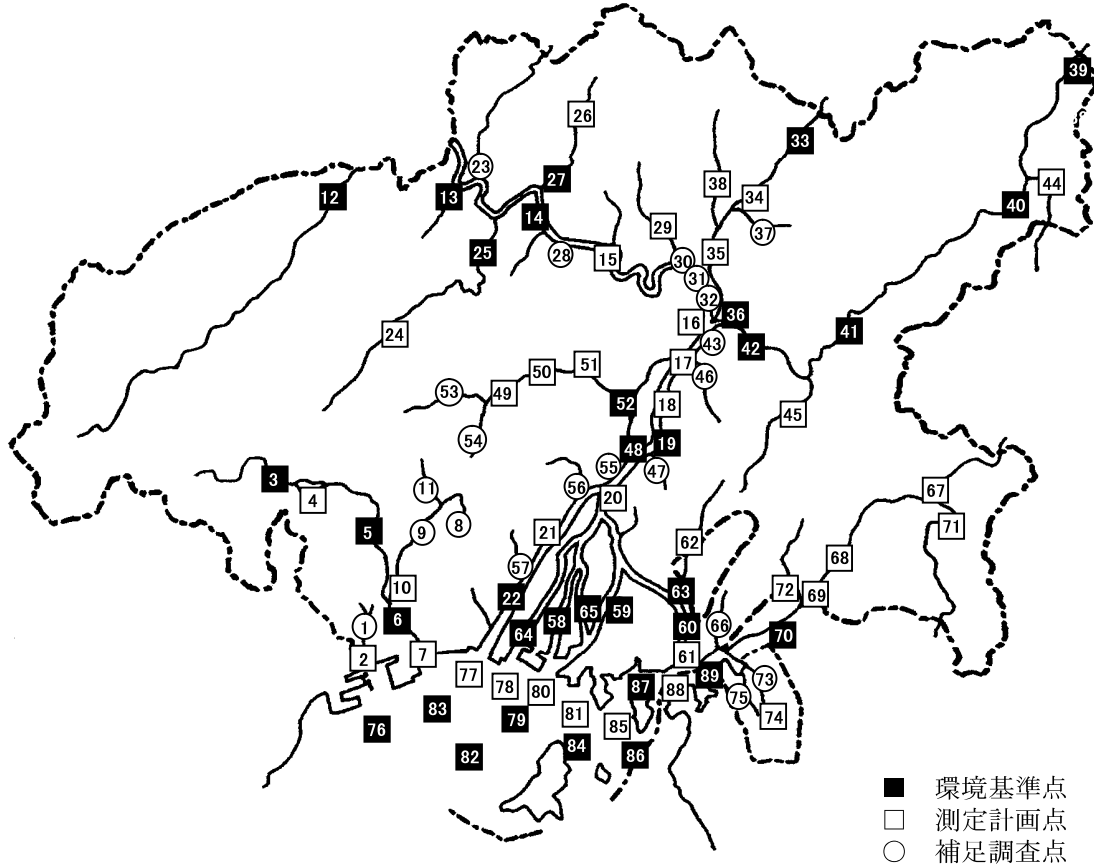
水 域 名	番号	測 定 地 点 名	類 型	環 境 基 準 点	水 質 調 査			洗 剤 残 存 調 査	底 質 調 査	備 考		
					生 活 環 境 項 目	健 康 項 目 等	栄 養 塩 類			測 定 計 画	補 足 調 査	
太 田 川 水 系	奥 畑 川	53	奥 畑 川	—		○					○	
	大 塚 川	54	大 塚 川	—		○					○	
	新 安 川	55	長 東 駅 入 口	—		○			○		○	
	山 本 川	56	新 天 王 橋 下	—		○					○	
	八 幡 川	57	戸 島 橋	—		○					○	
	旧 太 田 川	58	舟 入 橋	A	□	◎	◎	◎		○	◎	
	京 橋 川	59	御 幸 橋	A	□	○	○	○		○	○	
	猿 猴 川	60	仁 保 橋	B	□	○	○	○		○	○	
	府 中 大 川	61	向 洋 入 江							○	○	
		62	下 鶴 江 橋	D		○					○	
	天 満 川	63	新 大 州 橋		□	○	○	○			○	
64		昭 和 大 橋	A	□	◎	◎	◎		○	◎		
元 安 川	65	南 大 橋	A	□	◎	◎	◎		○	◎		
的 場 川	66	新 月 見 橋	—		○						○	
瀬 野 川 水 系	瀬 野 川	67	一 貫 田	B		○					○	
		68	高 貫 部			○					○	
		69	貫 道			○					○	
		70	日 浦 橋		□	●	●○	●	○	○	●○	
熊 野 川	71	熊 野 川 河 口	—		○					○		
畑 賀 川	72	畑 賀 川 河 口	—		○					○		
尾 崎 川	73	自 衛 隊 前 クリーク	—		○					○		
矢 野 川	74	矢 野 川	—		○					○		
宮 下 川	75	極 楽 橋	—		○					○		
広 島 湾 海 域	五 日 市 ・ 廿 日 市 地 先 海 域	76	2 6 番 地 点	A	□	○	○	○			○	
	広 島 市 地 先 海 域	77	太 田 川 河 口 沖	A	□	○					○	
		78	天 満 川 河 口 沖			○				○		
		79	江 波 沖			○	○	○		○		
		80	旧 太 田 川 河 口 沖			○				○		
		81	元 宇 品 沖			○				○		
	広 島 湾	広 島 湾	82	1 2 番 地 点	□	○	○	○			○	
			83	1 7 番 地 点	□	○	○	○			○	
			84	宇 品 ・ 似 島 中 間 点	□	○	○	○			○	
85			金 輪 島 西 岸						○	○		
86	金 輪 島 南	□	○	○	○			○				
海 田 湾	海 田 湾	87	仁 保 沖	B	□	○	○	○			○	
		88	猿 猴 川 河 口 沖			○	○	○			○	
		89	海 田 湾 中 央			○	○	○			○	

(注) ○ : 広島市による調査

◎ : 国土交通省中国地方整備局による調査

● : 広島県環境保全課による調査

水質及び底質の調査地点(平成 22 年度(2010 年度))



番号	測定地点名	番号	測定地点名	番号	測定地点名	番号	測定地点名	番号	測定地点名
1	千同橋	21	己斐橋	41	狩留家	61	向洋入江	81	元宇品沖
2	岡ノ下川	22	旭橋	42	深川橋	62	下鶴江橋	82	12番地点
3	魚切貯水池上流	23	小河内川河口	43	三篠川河口	63	新大州橋	83	17番地点
4	魚切貯水池	24	戸山	44	関川	64	昭和大橋	84	宇品・似島中間点
5	郡橋	25	吉山川(川井橋)	45	小河原川	65	南大橋	85	金輪島西岸
6	泉橋	26	榎原橋	46	落合川河口	66	新月見橋	86	金輪島南
7	八幡川河口	27	宇津橋	47	戸坂川河口	67	一貫田	87	仁保沖
8	原田下橋	28	後山川河口	48	東原	68	高部	88	猿猴川河口沖
9	鳴谷橋	29	灰川橋	49	大塚川下流	69	貫道	89	海田湾中央
10	石内川河口	30	大井出川河口	50	下地	70	日浦橋		
11	梶毛川河口	31	帆待川河口	51	上安	71	熊野川河口		
12	水内川河口	32	新川樋門	52	五軒屋	72	畑賀川河口		
13	高山川下流	33	人甲川合流前	53	奥畑川	73	自衛隊前クリーク		
14	壬辰橋	34	桐原川合流前	54	大塚川	74	矢野川		
15	行森川合流点	35	土居橋	55	長束駅入口	75	極楽橋		
16	太田川橋	36	根の谷橋	56	新天王橋下	76	26番地点		
17	玖村	37	桐原川	57	戸島橋	77	太田川河口沖		
18	矢口川上流	38	南原川	58	舟入橋	78	天満川河口沖		
19	戸坂上水道取水口	39	見坂川下流	59	御幸橋	79	江波沖		
20	大芝水門	40	関川下流	60	仁保橋	80	旧太田川河口沖		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準値に適合した割合(河川)

(平成 22 年度(2010 年度))

類 型	項 目	調査対象 検 体 数	環境基準値 に適合した 検体数	環境基準値に適合した割合				環 境 基 準 値	
				%	20	40	60		80
A (25 測定地点)	pH	384	375	97.7	[Bar chart showing 97.7% compliance]				6.5 以上 8.5 以下
	DO	384	358	93.2	[Bar chart showing 93.2% compliance]				7.5 mg/L 以上
	BOD	384	361	94.0	[Bar chart showing 94.0% compliance]				2mg/L 以下
	SS	384	383	99.7	[Bar chart showing 99.7% compliance]				25mg/L 以下
	大腸菌群数	384	168	43.8	[Bar chart showing 43.8% compliance]				1,000MPN/100mL 以下
	小 計	1,920	1,645	85.7	[Bar chart showing 85.7% compliance]				—
B (17 測定地点)	pH	300	286	95.3	[Bar chart showing 95.3% compliance]				6.5 以上 8.5 以下
	DO	300	300	100.0	[Bar chart showing 100.0% compliance]				5 mg/L 以上
	BOD	300	286	95.3	[Bar chart showing 95.3% compliance]				3mg/L 以下
	SS	300	296	98.7	[Bar chart showing 98.7% compliance]				25mg/L 以下
	大腸菌群数	300	157	52.3	[Bar chart showing 52.3% compliance]				5,000MPN/100mL 以下
	小 計	1,500	1,325	88.3	[Bar chart showing 88.3% compliance]				—
D (2 測定地点)	pH	18	17	94.4	[Bar chart showing 94.4% compliance]				6.0 以上 8.5 以下
	DO	18	18	100.0	[Bar chart showing 100.0% compliance]				2 mg/L 以上
	BOD	18	18	100.0	[Bar chart showing 100.0% compliance]				8mg/L 以下
	SS	18	18	100.0	[Bar chart showing 100.0% compliance]				100mg/L 以下
	小 計	72	71	98.6	[Bar chart showing 98.6% compliance]				—
	総 計 (44 測定地点)	pH	702	678	96.6	[Bar chart showing 96.6% compliance]			
DO		702	676	96.3	[Bar chart showing 96.3% compliance]				—
BOD		702	665	94.7	[Bar chart showing 94.7% compliance]				—
SS		702	697	99.3	[Bar chart showing 99.3% compliance]				—
大腸菌群数		684	325	47.5	[Bar chart showing 47.5% compliance]				—
小 計		3,492	3,041	87.1	[Bar chart showing 87.1% compliance]				—

(注)国土交通省中国地方整備局の資料(12地点)及び、広島県環境保全課の資料(2地点)を含む。

(3) 生活環境の保全に関する環境基準値に適合した割合(海域)

(平成 22 年度(2010 年度))

類 型	項 目	調査対象 検 体 数	環境基準値 に適合した 検体数	環境基準値に適合した割合				環 境 基 準 値	
				%	20	40	60		80
A (10 測定地点)	pH	264	215	81.4	[Bar chart showing 81.4% compliance]				7.8 以上 8.3 以下
	DO	264	206	78.0	[Bar chart showing 78.0% compliance]				7.5 mg/L 以上
	COD	264	139	52.7	[Bar chart showing 52.7% compliance]				2mg/L 以下
	油分等	120	120	100.0	[Bar chart showing 100.0% compliance]				検出されないこと
	大腸菌群数	264	264	100.0	[Bar chart showing 100.0% compliance]				1,000MPN/100mL 以下
	小 計	1,176	944	80.3	[Bar chart showing 80.3% compliance]				—
B (3 測定地点)	pH	72	57	79.2	[Bar chart showing 79.2% compliance]				7.8 以上 8.3 以下
	DO	72	72	100.0	[Bar chart showing 100.0% compliance]				5 mg/L 以上
	COD	72	64	88.9	[Bar chart showing 88.9% compliance]				3mg/L 以下
	油分等	36	36	100.0	[Bar chart showing 100.0% compliance]				検出されないこと
	小 計	252	229	90.9	[Bar chart showing 90.9% compliance]				—
	総 計 (13 測定地点)	pH	336	272	81.0	[Bar chart showing 81.0% compliance]			
DO		336	278	82.7	[Bar chart showing 82.7% compliance]				—
COD		336	203	60.4	[Bar chart showing 60.4% compliance]				—
油分等		156	156	100.0	[Bar chart showing 100.0% compliance]				—
大腸菌群数		264	264	100.0	[Bar chart showing 100.0% compliance]				—
小 計		1,428	1173	82.1	[Bar chart showing 82.1% compliance]				—

(4) BOD(COD)の環境基準達成状況

(平成22年度(2010年度))

環境基準類型 あてはめ水域名	類 型	指定 年度	地点 番号	環境基準点名	BOD (COD)		環境基準 不適合割合		適 合 状 況	達 成 状 況	備 考
					平均値 (mg/L)	75%値 (mg/L)	x/y	%			
八幡川	八幡川上流	A	50	3	魚切貯水池上流	0.6	0.6	0/12	0	○	郡橋より上流
				5	郡橋	1.7	1.9	3/12	25	○	
	八幡川下流	B	50	6	泉橋	1.9	2.2	0/12	0	○	郡橋より下流
太田川	水内川	A	50	12	水内川河口	0.5	0.5	0/12	0	○	
				13	高山川下流	0.7	0.8	0/12	0	○	
	太田川上流(二)	A	50	14	壬辰橋	0.7	0.8	0/12	0	○	明神橋から行森川合流点まで
				19	戸坂上水道取水口	0.6	0.7	0/12	0	○	行森川合流点から祇園水門まで
	太田川下流	B	45	22	旭橋	1.6	2.8	1/12	8	○	祇園水門より下流
	吉山川	A	50	25	吉山川(川井橋)	0.5	0.5	0/12	0	○	
	鈴張川	A	50	27	宇津橋	0.6	0.6	0/12	0	○	
	根谷川上流	A	50	33	人甲川合流前	1.2	1.6	1/12	8	○	代田一合橋より上流
	根谷川下流	B	50	36	根の谷橋	0.8	0.9	0/12	0	○	代田一合橋より下流
	三篠川	A	50	39	見坂川下流	0.7	0.8	0/12	0	○	
				40	関川下流	1.4	1.8	1/12	8	○	
				41	狩留家	1.4	1.8	1/12	8	○	
				42	深川橋	0.9	0.9	0/12	0	○	
	古川下流	B	50	48	東原	1.1	1.2	0/12	0	○	安川合流点より下流
安川	B	50	52	五軒屋	1.7	2.3	0/12	0	○		
旧太田川	A	45	58	舟入橋	1.1	1.3	1/12	8	○		
京橋川	A	45	59	御幸橋	1.5	1.9	2/12	17	○		
猿猴川	B	59	60	仁保橋	1.9	2.5	1/12	8	○		
府中大川	D	60	63	新大州橋	1.9	2.3	0/12	0	○		
天満川	A	45	64	昭和大橋	1.2	1.4	2/12	17	○		
元安川	A	45	65	南大橋	1.2	1.5	1/12	8	○		
瀬野川	B	45	70	日浦橋	1.4	1.5	0/12	0	○		
広島湾	五田市・廿日市地先海域	A	49	76	2 6 番地点	2.1	2.5	7/12	58	×	×
				79	江波沖	1.9	2.1	6/12	50	×	×
	広島湾	A	49	82	1 2 番地点	2.2	2.4	7/12	58	×	×
				83	1 7 番地点	2.2	2.6	7/12	58	×	
				84	宇品・似島中間点	1.9	2.1	5/12	42	×	
	海田湾	B	49	86	金輪島南	1.9	2.3	4/12	33	×	○
87				仁保沖	2.2	2.5	0/12	0	○		
89	海田湾中央	2.6	3.0	3/12	25	○					

(注)1 国土交通省中国地方整備局(河川9地点)及び広島県環境保全課(河川2地点)の資料を含む。

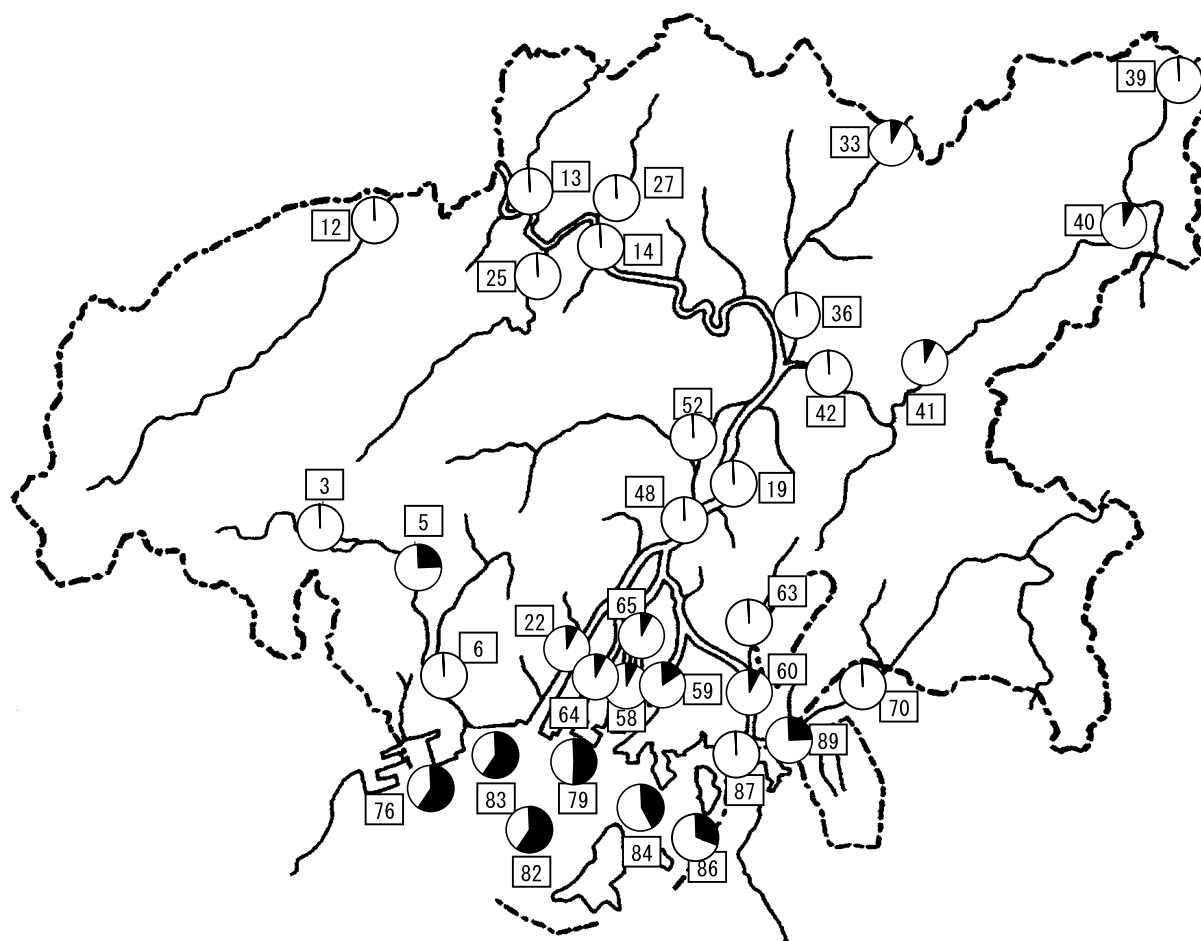
2 x:環境基準に適合しない日数 y:総測定日数

3 $x/y \leq 25\%$ である環境基準点において、環境基準に適合していると判断する。そして、環境基準類型あてはめ水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、その水域が環境基準を達成しているものと判断する。

4 BOD(COD)の欄は河川についてはBOD、海域についてはCODの値を示す。

5 地点番号は、データ集の「2水質関係-1)調査項目一覧」に準じている。

図 59 河川及び海域における環境基準達成状況



番号	測定地点名	x/y	番号	測定地点名	x/y	(注)
3	魚切貯水池上流	0/12	52	五軒屋	0/12	1 x/y=環境基準に適合しない日数 /総測定日数
5	郡橋	3/12	58	舟入橋	1/12	
6	泉橋	0/12	59	御幸橋	2/12	2 河川についてはBOD、海域はCOD を判定項目としている。
12	水内川河口	0/12	60	仁保橋	1/12	
13	高山川下流	0/12	63	新大州橋	0/12	3 グラフの見方 環境基準に適合しない割合(x/y)
14	壬辰橋	0/12	64	昭和大橋	2/12	
19	戸坂上水道取水口	0/12	65	南大橋	1/12	環境基準に適合する割合(1-x/y) x/y≤25%の場合、環境基準に適合し ていると判断する。
22	旭橋	1/12	70	日浦橋	0/12	
25	吉山川(川井橋)	0/12	76	26番地点	7/12	
27	宇津橋	0/12	79	江波沖	6/12	
33	人甲川合流前	1/12	82	12番地点	7/12	
36	根の谷橋	0/12	83	17番地点	7/12	
39	見坂川下流	0/12	84	宇品・似島中間点	5/12	
40	関川下流	1/12	86	金輪島南	4/12	
41	狩留家	1/12	87	仁保沖	0/12	
42	深川橋	0/12	89	海田湾中央	3/12	
48	東原	0/12				

(5) 生活環境項目調査結果(河川)

(平成22年度(2010年度))

水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH		DO		BOD		SS		大腸菌群数		COD
				最小~最大	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (MPN/100ml)	m/n	平均 (mg/L)
岡ノ下川	1	千同橋	—	7.6~8.1	—/2	10	—/2	1.6	—/2	1	—/2	9.0×10 ⁵	—/2	2.6
	2	岡ノ下川		7.2~8.4	—/12	7.9	—/12	2.5	—/12	5	—/12	1.6×10 ⁵	—/12	3.6
八幡川上流	3	魚切貯水池上流	A	7.5~7.8	0/12	10	0/12	0.6	0/12	2	0/12	3.2×10 ⁵	12/12	2.0
	4	魚切貯水池		7.0~8.3	0/24	9.6	2/24	1.1	0/24	3	0/24	2.8×10 ⁵	14/24	2.6
	5	郡橋		7.2~8.3	0/12	10	0/12	1.7	3/12	2	0/12	2.6×10 ⁵	8/12	2.1
八幡川下流	6	泉橋	B	7.2~7.9	0/12	9.6	0/12	1.9	0/12	2	0/12	1.2×10 ⁵	5/12	2.3
	7	八幡川河口		7.2~7.8	0/12	8.8	0/12	1.7	0/12	2	0/12	4.5×10 ⁵	3/12	2.1
石内川	8	原田下橋	—	7.8~7.8	—/2	9.8	—/2	1.8	—/2	10	—/2	5.9×10 ⁵	—/2	3.5
	9	鳴谷橋		7.6~7.9	—/2	9.4	—/2	2.3	—/2	2	—/2	9.2×10 ⁵	—/2	2.4
	10	石内川河口		7.2~7.8	—/12	9.8	—/12	2.0	—/12	2	—/12	6.2×10 ⁵	—/12	2.2
梶毛川	11	梶毛川河口	—	7.1~7.7	—/6	9.2	—/6	1.7	—/6	3	—/6	4.5×10 ⁵	—/6	2.2
水内川	12	水内川河口	A	7.2~7.7	0/12	10	0/12	0.5	0/12	1	0/12	1.4×10 ⁵	4/12	1.2
太田川上流 (二)	13	高山川下流	A	7.0~7.6	0/12	10	0/12	0.7	0/12	3	0/12	2.1×10 ⁵	7/12	1.9
	14	壬辰橋		7.0~8.1	0/12	10	0/12	0.7	0/12	3	0/12	1.2×10 ⁵	5/12	1.9
	15	行森川合流点		7.1~8.6	1/12	10	0/12	0.7	0/12	2	0/12	9.6×10 ⁵	3/12	1.8
太田川上流	16	太田川橋	A	7.0~8.2	0/12	10	0/12	0.8	0/12	3	0/12	2.1×10 ⁵	6/12	2.0
	17	玖村		7.2~8.0	0/12	10	0/12	1.0	0/12	3	0/12	3.0×10 ⁵	8/12	2.3
	18	矢口川上流		6.9~7.8	0/48	10	0/48	1.0	2/48	4	0/48	1.3×10 ⁵	33/48	2.5
	19	戸坂上水道取水口		7.2~8.1	0/12	11	0/12	0.6	0/12	3	0/12	1.7×10 ⁵	6/12	1.9
	20	大芝水門		6.8~8.1	0/12	10	1/12	1.6	1/12	3	0/12	1.7×10 ⁵	7/12	2.1
太田川下流	21	己斐橋	B	7.0~8.3	0/12	9.1	0/12	1.5	0/12	3	0/12	2.8×10 ⁵	3/12	2.0
	22	旭橋		7.2~8.5	0/24	8.7	0/24	1.6	4/24	4	0/24	3.7×10 ⁵	5/24	2.7
小河内川	23	小河内川河口	—	7.5~8.1	—/2	11	—/2	1.5	—/2	7	—/2	2.0×10 ⁵	—/2	1.7
吉山川	24	戸山	A	7.3~7.5	0/6	10	0/6	0.5	0/6	1	0/6	8.9×10 ⁵	5/6	1.6
	25	吉山川(川井橋)		7.3~7.9	0/12	10	0/12	0.5	0/12	1	0/12	3.1×10 ⁵	7/12	1.6
鈴張川	26	横原橋	A	7.6~8.4	0/6	10	0/6	0.6	0/6	2	0/6	4.7×10 ⁵	3/6	1.8
	27	宇津橋		7.5~8.8	1/12	9.9	0/12	0.6	0/12	2	0/12	5.3×10 ⁵	9/12	1.8
後山川	28	後山川河口	—	7.5~8.1	—/2	10	—/2	2.7	—/2	7	—/2	4.0×10 ⁵	—/2	3.9
大毛寺川	29	灰川橋	—	7.2~8.3	—/12	10	—/12	0.7	—/12	1	—/12	8.1×10 ⁵	—/12	1.7
大井出川	30	大井出川河口	—	7.9~8.0	—/2	9.6	—/2	1.8	—/2	2	—/2	7.4×10 ⁵	—/2	1.8
帆待川	31	帆待川河口	—	7.5~8.2	—/2	9.8	—/2	2.7	—/2	1	—/2	9.0×10 ⁵	—/2	2.8
新川	32	新川樋門	—	7.2~7.4	—/2	10	—/2	2.4	—/2	4	—/2	2.1×10 ⁵	—/2	2.0
根谷川上流	33	人甲川合流前	A	7.4~8.3	0/12	10	0/12	1.2	1/12	1	0/12	1.3×10 ⁵	5/12	1.5
根谷川下流	34	桐原川合流前	B	7.4~8.9	2/12	10	0/12	1.4	0/12	2	0/12	6.0×10 ⁵	3/12	1.9
	35	土居橋		7.4~9.0	3/12	10	0/12	1.9	2/12	5	1/12	4.2×10 ⁵	4/12	2.5
	36	根の谷橋		7.1~8.8	1/48	9.9	0/48	0.8	0/48	3	0/48	2.8×10 ⁵	12/48	2.3
桐原川	37	桐原川	—	7.2~7.3	—/2	11	—/2	1.1	—/2	2	—/2	1.4×10 ⁵	—/2	1.5
南原川	38	南原川	—	7.6~8.5	—/6	10	—/6	1.2	—/6	2	—/6	2.2×10 ⁵	—/6	2.1
三篠川	39	見坂川下流	A	7.5~8.1	0/12	10	0/12	0.7	0/12	1	0/12	3.3×10 ⁵	7/12	1.8
	40	関川下流		7.2~8.9	1/12	10	0/12	1.4	1/12	3	0/12	3.2×10 ⁵	10/12	2.6
	41	狩留家		7.4~8.7	2/12	10	0/12	1.4	1/12	3	0/12	4.4×10 ⁵	7/12	2.4
	42	深川橋		7.6~8.6	3/12	10	0/12	0.9	0/12	5	0/12	4.1×10 ⁵	7/12	2.6
関川	44	関川	—	7.5~8.9	—/6	10	—/6	1.8	—/6	4	—/6	2.3×10 ⁵	—/6	3.1
小河原川	45	小河原川	—	7.6~8.8	—/6	10	—/6	2.1	—/6	2	—/6	1.3×10 ⁵	—/6	2.7
落合川	46	落合川河口	—	6.8~7.2	—/2	9.7	—/2	1.7	—/2	2	—/2	6.7×10 ⁵	—/2	2.0
戸坂川	47	戸坂川河口	—	8.9~9.8	—/2	12	—/2	2.1	—/2	2	—/2	4.6×10 ⁵	—/2	3.2
古川下流	48	東原	B	7.2~8.8	1/48	9.6	0/48	1.1	2/48	7	3/48	8.0×10 ⁵	45/48	2.9
安川	49	大塚川下流	B	7.4~8.1	0/12	9.9	0/12	2.1	2/12	2	0/12	4.0×10 ⁵	10/12	2.5
	50	下地		7.5~8.7	2/12	10	0/12	1.5	0/12	2	0/12	5.8×10 ⁵	12/12	2.0
	51	上安		7.5~9.1	2/12	11	0/12	1.7	1/12	4	0/12	6.4×10 ⁵	11/12	2.1
	52	五軒屋		7.5~9.1	3/12	10	0/12	1.7	0/12	4	0/12	1.3×10 ⁵	9/12	2.3

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH		DO		BOD		SS		大腸菌群数		COD
				最小~最大	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (MPN/100ml)	m/n	平均 (mg/L)
奥畑川	53	奥畑川	-	7.6~8.2	-/6	9.8	-/6	0.9	-/6	2	-/6	4.1×10 ⁵	-/6	1.8
大塚川	54	大塚川	-	7.4~7.6	-/6	9.3	-/6	7.7	-/6	3	-/6	5.8×10 ⁵	-/6	7.9
新安川	55	長東駅入口	-	7.6~7.7	-/2	10	-/2	2.0	-/2	4	-/2	1.1×10 ⁵	-/2	2.6
山本川	56	新天王橋下	-	7.5~7.6	-/2	9.2	-/2	1.3	-/2	3	-/2	4.1×10 ⁵	-/2	2.6
八幡川	57	戸島橋	-	7.5~7.8	-/2	9.6	-/2	1.3	-/2	3	-/2	8.9×10 ⁵	-/2	2.4
旧太田川	58	舟入橋	A	7.1~8.2	0/24	8.8	6/24	1.1	3/24	6	1/24	2.3×10 ⁵	12/24	2.7
京橋川	59	御幸橋	A	7.2~8.6	1/24	8.3	7/24	1.5	6/24	3	0/24	1.2×10 ⁵	7/24	2.1
猿猴川	60	仁保橋	B	7.0~8.2	0/24	8.0	0/24	1.9	3/24	4	0/24	2.1×10 ⁵	2/24	2.2
府中大川	62	下鶴江橋	D	7.4~8.9	1/6	9.7	0/6	1.7	0/6	2	0/6	9.5×10 ⁵	-/6	2.4
	63	新大州橋	D	7.3~8.4	0/12	9.1	0/12	1.9	0/12	3	0/12	2.7×10 ⁵	-/12	3.5
天満川	64	昭和大橋	A	7.2~8.3	0/24	8.6	5/24	1.2	2/24	6	0/24	4.0×10 ⁵	13/24	2.7
元安川	65	南大橋	A	7.1~8.3	0/24	8.8	5/24	1.2	3/24	5	0/24	2.1×10 ⁵	11/24	2.6
的場川	66	新月見橋	-	7.6~8.8	-/2	9.3	-/2	2.2	-/2	13	-/2	1.9×10 ⁵	-/2	4.4
瀬野川	67	一貫田	B	7.1~8.4	0/12	10	0/12	1.3	0/12	1	0/12	2.7×10 ⁵	2/12	2.1
	68	高部		7.2~8.4	0/12	11	0/12	1.5	0/12	1	0/12	2.9×10 ⁵	2/12	2.1
	69	貫道		7.2~8.0	0/12	10	0/12	1.6	0/12	1	0/12	5.5×10 ⁵	4/12	2.0
	70	日浦橋		7.3~7.7	0/12	9.4	0/12	1.4	0/12	2	0/12	4.2×10 ⁵	11/12	2.2
熊野川	71	熊野川河口	-	7.3~8.8	-/6	10	-/6	1.4	-/6	2	-/6	4.6×10 ⁵	-/6	1.9
畑賀川	72	畑賀川河口	-	7.3~8.1	-/6	10	-/6	1.3	-/6	2	-/6	7.7×10 ⁵	-/6	2.0
尾崎川	73	自衛隊前クリーク	-	7.2~7.6	-/2	6.5	-/2	4.3	-/2	5	-/2	1.4×10 ⁵	-/2	5.8
矢野川	74	矢野川	-	7.5~8.7	-/6	11	-/6	2.8	-/6	2	-/6	5.4×10 ⁵	-/6	3.1
宮下川	75	極楽橋	-	7.6~7.8	-/2	10	-/2	2.2	-/2	1	-/2	4.1×10 ⁵	-/2	2.7

(注)m: 環境基準値不適合の検体数 n: 総検体数

(6) 生活環境項目調査結果(海域)

(平成22年度(2010年度))

水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH		DO		COD		油分等		大腸菌群数	
				最小~最大	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (MPN/100ml)	m/n
五日市・廿日市	76	26番地点	A	8.0~8.7	10/24	9.2	3/24	2.1	13/24	N.D.	0/12	6.5×10	0/24
広島市地先海域	77	太田川河口沖	A	7.9~8.4	3/24	8.8	4/24	2.1	12/24	N.D.	0/12	1.6×10	0/24
	78	天満川河口沖		7.9~8.5	5/24	8.6	6/24	2.1	14/24	N.D.	0/12	1.3×10	0/24
	79	江波沖		8.0~8.4	4/24	8.7	6/24	1.9	10/24	N.D.	0/12	7.8×10	0/24
	80	旧太田川河口沖		7.8~8.4	2/24	8.3	9/24	2.2	13/24	N.D.	0/12	4.6×10	0/24
	81	元宇品沖		7.8~8.5	3/24	8.6	5/24	2.0	9/24	N.D.	0/12	2.5×10	0/24
広島湾	82	12番地点	A	8.0~8.5	7/24	8.7	3/24	2.2	14/24	N.D.	0/12	9.0	0/24
	83	17番地点		8.0~8.4	9/24	9.0	3/24	2.2	13/24	N.D.	0/12	9.8	0/24
	84	宇品・似島中間点		7.9~8.5	2/36	8.4	9/36	1.9	14/36	N.D.	0/12	1.3×10	0/36
	86	金輪島南		7.8~8.5	4/36	8.5	10/36	1.9	13/36	N.D.	0/12	1.1×10	0/36
海田湾	87	仁保沖	B	7.8~8.4	4/24	8.8	0/24	2.2	0/24	N.D.	0/12	9.3×10	-/24
	88	猿猴川河口沖	B	7.6~8.4	6/24	8.1	0/24	2.4	3/24	N.D.	0/12	1.5×10 ²	-/24
	89	海田湾中央	B	7.5~8.4	5/24	8.4	0/24	2.6	5/24	N.D.	0/12	7.0×10	-/24

(注) m : 環境基準値不適合の検体数
n : 総検体数
N.D. : 検出せず(定量限界未満)

(7) 健康項目等調査結果 (河川 27 地点、海域 8 地点)

(平成 22 年度(2010 年度))

測定項目	環境基準	定量限界 (mg/L)	m/n	最大値 (mg/L)
カドミウム	0.01mg/L 以下	0.001	0/68	N. D.
シアン	検出されないこと。	0.1	0/68	N. D.
鉛	0.01mg/L 以下	0.005	0/90	0.005
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.02	0/68	N. D.
ヒ素	0.01mg/L 以下	0.005	0/76	N. D.
総水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005	0/68	N. D.
アルキル水銀	検出されないこと。	0.0005	0/0	—
PCB	検出されないこと。	0.0005	0/67	N. D.
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.002	0/51	N. D.
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.0002	0/51	N. D.
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.0004	0/51	N. D.
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	0.002	0/48	N. D.
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.004	0/48	N. D.
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	0.0005	0/48	N. D.
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.0006	0/48	N. D.
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.002	0/48	N. D.
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.0005	0/48	N. D.
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.0002	0/48	N. D.
チウラム	0.006mg/L 以下	0.0006	0/48	N. D.
シマジン	0.003mg/L 以下	0.0003	0/48	N. D.
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.002	0/48	N. D.
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.001	0/48	N. D.
セレン	0.01mg/L 以下	0.002	0/48	N. D.
硝酸性・亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	0.01	0/180	1.6
ふっ素	0.8mg/L 以下	0.08	0/42	0.45
ほう素	1mg/L 以下	0.01	0/42	0.42
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.005	0/41	N. D.

(注) m : 環境基準値不適合の検体数 n : 総検体数 N. D. : 検出せず(定量限界未満)

(8) 海域の全窒素及び全磷に係る水質調査結果(表層)

(平成 22 年度(2010 年度))

水域名	類型	地点番号	測定地点名	全 窒 素			全 磷			
				平均 (mg/L)	m/n	達 成 状 況	平均 (mg/L)	m/n	達 成 状 況	
広島湾北部	Ⅲ	76	◎ 1 8 番 地 点	0.23	0/12		0.023	0/12		
			2 6 番 地 点	0.46	0/12		0.036	1/12		
			◎ 1 2 番 地 点	0.38	1/12		0.032	1/12		
			江 波 沖	0.41	2/12		0.033	2/12		
			83	1 7 番 地 点	0.50	3/12		0.044	5/12	
			84	宇 品 ・ 似 島 中 間 点	0.35	0/12		0.031	1/12	
			87	◎ 仁 保 沖	0.67	7/12		0.059	8/12	
			89	海 田 湾 中 央	0.72	9/12		0.066	11/12	
全窒素・全磷に係る環境基準点年間平均値				0.43	—	○	0.038	—	○	
広島湾南部	Ⅱ	86	◎ 金 輪 島 南	0.33	11/12		0.034	6/12		
			◎ 1 4 番 地 点	0.16	3/12		0.019	0/12		
			◎ 3 0 番 地 点	0.15	1/12		0.018	0/12		
全窒素・全磷に係る環境基準点年間平均値				0.21	—	○	0.024	—	○	

(注) m : 環境基準値不適合の検体数 n : 総検体数

◎は海域の全窒素・全磷に係る環境基準点

(9) 栄養塩類調査結果(河川)

単位: mg/L

(平成22年度(2010年度))

水 域	地点 番号	測定地点名	全窒素	アンモニア 態窒素	亜硝酸 態窒素	硝酸 態窒素	全 燐	磷酸態燐
八幡川上流	3	魚切貯水池上流	0.80	0.05	0.005	0.71	0.038	0.025
	4	魚切貯水池	0.78	0.08	0.009	0.63	0.027	0.005
	5	郡 橋	0.71	0.06	0.006	0.64	0.028	0.020
八幡川下流	6	泉 橋	0.80	0.06	0.006	0.72	0.032	0.022
水内川	12	水内川河口	0.25	0.02	<0.005	0.26	0.006	0.004
太田川上流 (二)	13	高山川下流	0.50	—	0.002	0.37	0.014	—
	14	壬辰橋	0.54	0.01	0.002	0.43	0.016	—
太田川上流	16	太田川橋	0.59	0.01	0.004	0.43	0.017	0.005
	17	玖 村	0.65	0.01	0.003	0.45	0.020	0.006
	18	矢口川上流	0.66	0.01	0.003	0.45	0.021	0.006
	19	戸坂上水道取水口	0.47	0.03	0.005	0.44	0.017	0.006
太田川下流	22	旭 橋	0.71	0.07	0.008	0.37	0.036	—
吉山川	25	吉山川(川井橋)	0.73	0.04	0.005	0.68	0.025	0.018
鈴張川	27	宇 津 橋	0.93	0.07	0.005	0.88	0.057	0.038
根谷川上流	33	人甲川合流前	0.93	0.02	0.005	0.94	0.013	0.008
根谷川下流	36	根 の 谷 橋	1.0	0.02	0.004	0.77	0.031	0.018
三篠川	40	関川下流	0.76	0.03	0.006	0.66	0.040	0.024
	41	狩留家	0.72	0.04	0.005	0.60	0.036	0.021
	42	深 川 橋	0.85	0.01	0.005	0.62	0.033	0.016
古川下流	48	東 原	1.1	0.02	0.008	0.82	0.038	0.018
安 川	52	五 軒 屋	1.1	0.03	0.009	1.1	0.028	0.020
旧太田川	58	舟 入 橋	0.67	—	0.005	0.40	0.033	—
京橋川	59	御 幸 橋	0.57	0.04	0.012	0.30	0.048	0.036
猿猴川	60	仁 保 橋	0.63	0.09	0.017	0.36	0.064	0.048
府中大川	63	新大州橋	1.6	0.51	0.048	1.1	0.18	0.17
天満川	64	昭和大橋	0.71	—	0.007	0.37	0.037	—
元安川	65	南 大 橋	0.65	—	0.005	0.39	0.032	—
瀬野川	70	日 浦 橋	1.1	—	0.010	0.84	0.054	—

(注) 各項目の数値は、年平均値である

(10) 洗剤残存調査結果

LAS(単位: mg/L)

(平成22年度(2010年度))

水 域 名	地点番号	測定地点名	LAS(mg/L)
岡ノ下川	1	千 同 橋	0.13
八幡川下流	6	泉 橋	N. D.
石内川	10	石内川河口	N. D.
太田川上流	16	太田川橋	N. D.
	19	戸坂上水道取水口	N. D.
	20	大芝水門	N. D.
大毛寺川	29	灰 川 橋	N. D.
帆待川	31	帆待川河口	0.08
根谷川下流	36	根 の 谷 橋	N. D.
三篠川	43	三篠川河口	N. D.
落合川	46	落合川河口	N. D.
戸坂川	47	戸坂川河口	0.02
安 川	52	五 軒 屋	N. D.
新安川	55	長東駅入口	0.01
瀬野川	70	日 浦 橋	N. D.

(注) 定量限界 (mg/L) : 0.01 N. D. : 検出せず(定量限界未満)

(11) 底質調査結果

(平成 22 年度 (2010 年度))

水域名	地点番号	測定地点名	pH	COD (mg/g)	強熱減量 (%)	硫化物総量 (mg/g)	含水率 (%)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	ヒ素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	アルキル鉛 (mg/kg)	PCB (mg/kg)	銅 (mg/kg)	クロム (mg/kg)	酸化還元電位 (mV)
八幡川下流	7	八幡川河口	7.4	1.1	0.7	<0.1	19.4	0.09	6.4	1.2	<0.01	<0.01	<0.01	4.9	4	265
太田川上流	19	戸坂上水道取水口	6.8	0.4	0.7	<0.1	21.0	0.11	8.1	2.3	<0.01	<0.01	<0.01	8.9	9	303
太田川下流	22	旭橋	8.1	1.8	1.7	<0.1	23.2	0.06	5.1	2.2	<0.01	<0.01	<0.01	7.7	9	141
旧太田川	58	舟入橋	7.8	0.8	1.1	<0.1	24.1	0.07	9.5	2.3	<0.01	<0.01	<0.01	9.1	13	52
京橋川	59	御幸橋	7.9	7.6	5.2	0.1	22.9	0.24	15	5.0	0.06	<0.01	<0.01	19	17	-57
猿猴川	60	仁保橋	8.0	7.6	4.7	<0.1	25.0	0.24	15	4.6	0.05	<0.01	<0.01	16	21	26
猿猴川	61	向洋入江	7.6	47	23	0.7	50.3	0.63	66	14	0.22	<0.01	0.01	63	30	-149
天満川	64	昭和大橋	7.8	3.0	1.7	<0.1	23.5	0.07	10	2.2	0.01	<0.01	<0.01	7.5	22	126
元安川	65	南大橋	8.0	0.8	1.2	<0.1	24.6	0.07	7.3	3.0	<0.01	<0.01	<0.01	9.3	8	98
瀬野川	70	日浦橋	6.7	0.7	0.4	<0.1	16.8	<0.05	2.3	0.6	<0.01	<0.01	<0.01	4.1	7	268
広島湾	85	金輪島西岸	8.0	4.9	2.9	<0.1	24.8	0.11	14	2.5	0.03	<0.01	<0.01	10	11	175

(12) 地下水質調査結果

単位 : mg/L

(平成 22 年度 (2010 年度))

区分	地点	測定地点名	測定回数	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
概況調査	1	安佐南区①	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	2	安佐北区①	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	3	安佐北区②	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	4	安佐北区③	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	5	安佐北区④	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	6	安佐北区⑤	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	7	安佐北区⑥	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	8	佐伯区①	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	9	佐伯区②	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	10	佐伯区③	1	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
継続監視調査	11	中区①	2	—	—	N.D.	—	0.007	—	—	—	—	—	N.D.	N.D.	N.D. ~ 0.005	N.D.
	12	西区①	2	—	—	N.D.	—	N.D.	—	—	—	—	—	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	13	西区②	2	—	—	N.D.	—	N.D.	—	—	—	—	—	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	14	安佐南区③	2	—	—	N.D.	—	N.D.	—	—	—	—	—	N.D.	N.D.	0.012 ~ 0.013	N.D.
	15	安佐北区⑤	2	—	—	N.D.	—	N.D.	—	—	—	—	—	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	16	安佐北区⑥	2	—	—	N.D.	—	0.005 ~ 0.006	—	—	—	—	—	N.D.	0.004	0.018 ~ 0.026	0.017 ~ 0.018
	17	安佐北区⑦	2	—	—	0.005 ~ 0.009	—	N.D.	—	—	—	—	—	N.D.	N.D.	N.D.	0.0005 ~ 0.0009
環境基準				0.01 以下	検出されないこと。	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下	0.0005 以下	検出されないこと。	0.02 以下	0.002 以下	0.004 以下	0.002 以下	0.1 以下	0.04 以下	1 以下

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

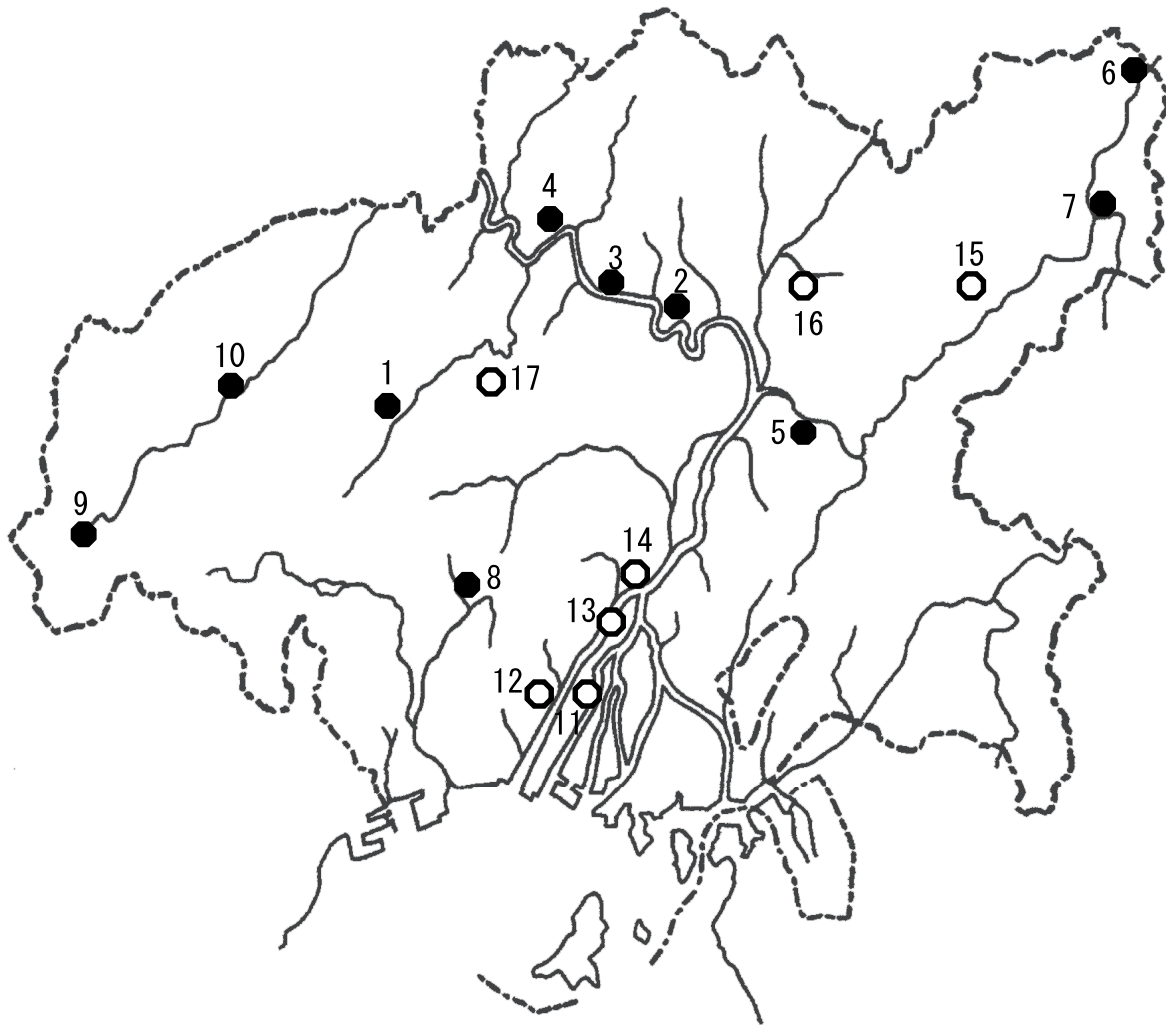
区分	地点	測定地点名	測定回数	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
概況調査	1	安佐南区①	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1.4	0.15	0.01	N. D.
	2	安佐北区①	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1.5	N. D.	N. D.	N. D.
	3	安佐北区②	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1.2	N. D.	N. D.	N. D.
	4	安佐北区③	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	3.0	0.11	N. D.	N. D.
	5	安佐北区④	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	2.4	0.08	N. D.	N. D.
	6	安佐北区⑤	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.45	0.33	N. D.	N. D.
	7	安佐北区⑥	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.07	0.09	N. D.	N. D.
	8	佐伯区①	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.70	N. D.	N. D.	N. D.
	9	佐伯区②	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	2.8	0.09	N. D.	N. D.
	10	佐伯区③	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.52	0.11	N. D.	N. D.
継続監視調査	11	中区①	2	—	N. D.	0.0075 ～ 0.011	—	—	—	—	N. D.	—	5.6～ 8.3	0.14～ 0.17	0.04～ 0.05	—
	12	西区①	2	—	N. D.	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	0.01～ 0.03	0.20～ 0.21	0.05～ 0.06	—
	13	西区②	1	—	N. D.	0.0022	—	—	—	—	N. D.	—	8.2	0.09	0.05	—
	14	安佐南区③	2	—	0.002 ～ 0.003	0.0032 ～ 0.0038	—	—	—	—	N. D.	—	0.01～ 0.02	0.81～ 0.82	0.15～ 0.16	—
	15	安佐北区⑤	2	—	N. D.	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	1.6～ 2.9	N. D.	N. D.～ 0.01	—
	16	安佐北区⑥	2	—	0.030 ～ 0.046	0.0060 ～ 0.0076	—	—	—	—	N. D.	—	0.96～ 0.97	0.22～ 0.26	N. D.	—
	17	安佐北区⑦	2	—	0.005 ～ 0.020	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	0.15～ 0.22	N. D.	N. D.	—
環境基準				0.006 以下	0.03 以下	0.01 以下	0.002 以下	0.006 以下	0.003 以下	0.02 以下	0.01 以下	0.01 以下	10 以下	0.8 以下	1以下	0.05 以下

(注) N. D. : 検出せず(定量限界未満)

環境基準は年間平均値(ただし、全シアンに係る基準値については、最高値)

塩化ビニルモノマーは、年1回の測定

地下水調査測定地点



- 凡例
- 概況調査測定地点
 - 定期モニタリング調査測定地点

3 騒音・振動関係

(1) 道路交通騒音に関する環境基準適合状況(路線別適合率)

(平成22年度(2010年度))

道路種別	路線名称	評価区間数	対象戸数(百戸)	環境基準適合率(%)		道路種別	路線名称	評価区間数	対象戸数(百戸)	環境基準適合率(%)	
				昼間	夜間					昼間	夜間
高速自動車道	山陽自動車道	5	27	100	98	一般県道	勝木安古市線	4	8	90	82
高速自動車道	広島自動車道	2	3	100	100	一般県道	瀬野呉線	2	7	99	99
高速自動車道	中国自動車道	3	2	100	100	一般県道	瀬野船越線	2	20	100	99
都市高速道路	広島東インター線	1	3	78	50	一般県道	中山尾長線	1	10	92	92
都市高速道路	広島高速4号線	1	1	95	97	一般県道	津江八本松線	1	1	100	100
一般国道	国道2号	15	72	89	78	一般県道	南観音観音線	2	7	84	83
一般国道	国道2号(西広島バイパス)	10	53	55	57	一般県道	南原峡線	1	4	90	81
一般国道	国道2号(新道)	2	3	96	100	一般県道	八木広島線	1	2	88	90
一般国道	国道31号	2	5	87	86	一般県道	八木緑井線	1	15	98	87
一般国道	国道54号	12	27	74	65	一般県道	伴広島線	5	30	94	94
一般国道	国道54号(祇園新道)	5	28	90	90	一般県道	浜田仁保線	1	0.5>	94	94
一般国道	国道54号(可部バイパス)	5	9	87	91	一般県道	府中祇園線	6	46	97	92
一般国道	国道183号	6	34	95	92	一般県道	矢口安古市線	1	12	99	99
一般国道	国道191号	5	15	93	83	一般県道	矢野海田線	1	0.5>	100	100
一般国道	国道261号	3	6	98	99	一般県道	川角佐伯線	1	2	100	100
一般国道	国道487号	1	22	82	100	一般市道	駅前観音線	3	18	99	99
一般国道	国道433号	2	8	100	100	一般市道	駅前吉島線	7	13	95	95
一般国道	国道488号	2	3	100	100	一般市道	横川江波線	2	21	98	98
主要地方道	安佐豊平芸北線	1	1	98	100	一般市道	霞庚午線	3	18	97	94
主要地方道	下瀬野海田線	1	11	100	100	一般市道	御幸橋三篠線	3	14	78	80
主要地方道	久地伏谷線	2	5	100	100	一般市道	松原京橋線	1	1	94	89
主要地方道	五日市筒賀線	4	22	97	91	一般市道	常磐橋大芝線	1	8	72	63
主要地方道	広島三次線	21	74	87	87	一般市道	草津沼田線	4	3	93	95
主要地方道	広島中島線	9	42	94	92	一般市道	草津鈴が峰線	2	3	80	71
主要地方道	広島湯来線	9	18	90	90	一般市道	鷹野橋宇品線	2	6	99	100
主要地方道	広島豊平線	9	53	84	77	一般市道	中広宇品線	5	26	98	98
主要地方道	翠町仁保線	3	10	98	98	一般市道	中島吉島線	1	17	98	98
主要地方道	瀬野川福富本郷線	2	6	100	99	一般市道	南4区832号線	1	5	74	100
主要地方道	大林井原線	2	7	100	100	一般市道	比治山庚午線	3	15	98	98
主要地方道	東海田広島線	6	15	89	86	一般市道	西3区82号線	1	6	100	77
主要地方道	東広島白木線	1	2	100	100	一般市道	天満矢賀線	1	2	99	99
主要地方道	浜田八重可部線	1	1	100	100	一般市道	白島牛田線	1	5	96	96
主要地方道	矢野安浦線	5	22	69	63	一般市道	吉島観音線	1	4	98	99
一般県道	宇津可部線	1	8	99	99	一般市道	西4区210号線	1	1	89	89
一般県道	下佐東線	2	6	100	100	一般市道	安佐南2区長東八木線	1	6	98	96
一般県道	可部停車場線	1	2	99	98	一般市道	安佐南3区長東八木線	1	2	100	100
一般県道	原田五日市線	6	26	94	93	一般市道	安佐南4区454号線	1	0.5>	100	100
一般県道	古市広島線	1	34	100	100	一般市道	安佐南4区453,490号線	1	2	70	69
一般県道	五日市停車場線	1	2	100	100	一般市道	安佐南4区486,488,489,608号線	1	2	81	52
一般県道	広島海田線	5	20	77	79	一般市道	佐伯1区368,373号線	1	1	96	55
一般県道	広島港線	1	8	95	98	一般市道	佐伯1区376号線	1	3	46	33
一般県道	今井田緑井線	2	16	73	66						

- (注) 1 路線別適合率は、道路沿道の各住居における基準適合を路線別に集計したものである。
 2 環境基準適合率(%)=環境基準適合戸数/対象戸数×100
 3 対象戸数は、百戸未満を四捨五入して表記したものである。(50戸未満の場合は「0.5>」と表記)

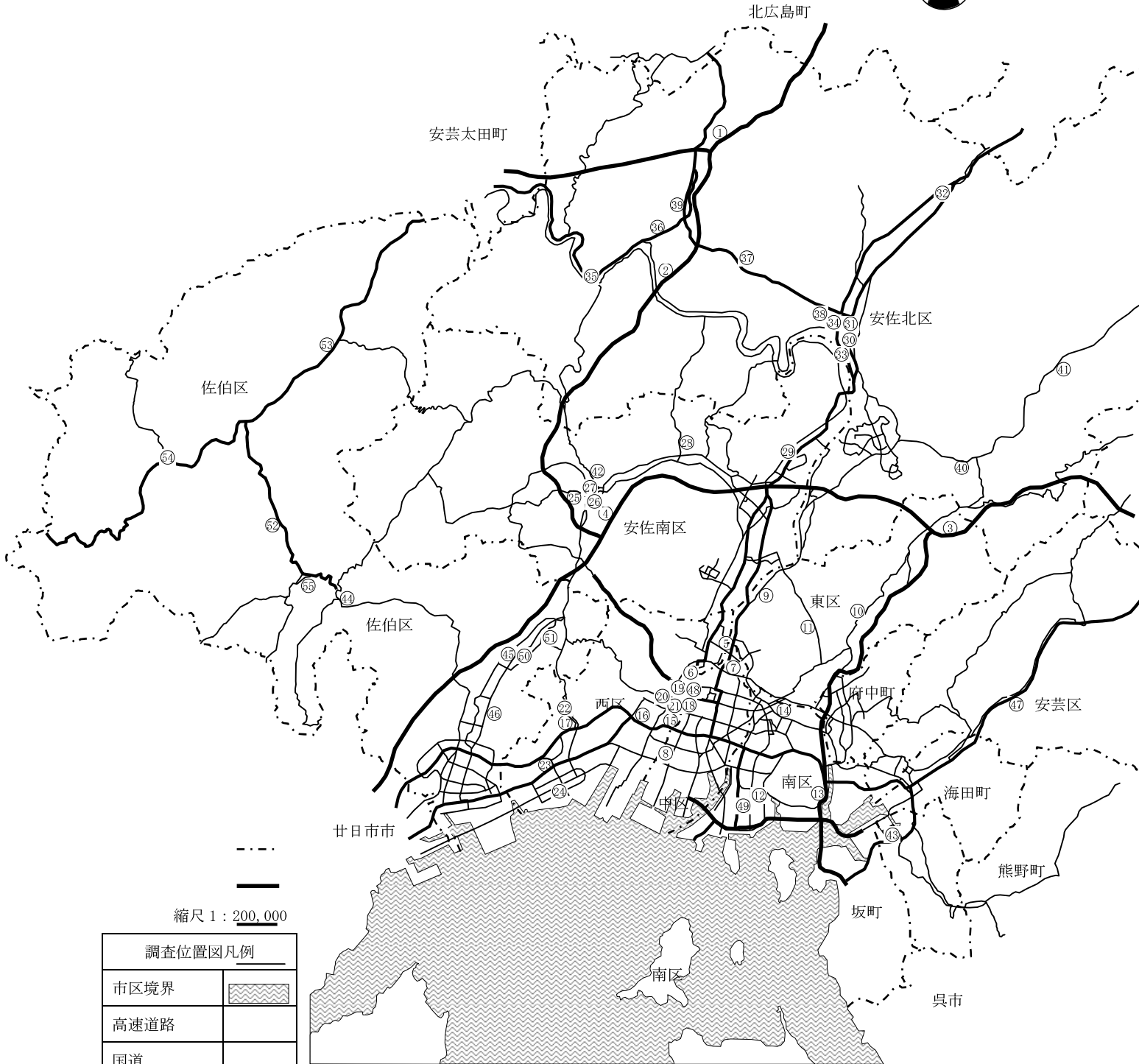
(2) 道路交通騒音・振動測定結果

(平成22年度(2010年度))

番号	評価区間名称	測定地点	道路近傍騒音 LAeq (dB)		自動車騒音 (3日間のエネルギー平均値) LAeq (dB)		振動 (dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	中国自動車道	安佐北区安佐町鈴張	58	49				
2	広島自動車道	安佐北区可部町勝木	56	48				
3	山陽自動車道	東区福田7丁目39番	56	53				
4	山陽自動車道	安佐南区伴東8丁目61番	55	51				
5	一般国道54号(祇園新道)	中区白島北町19番	60	55				
6	一般国道183号	中区広瀬北町3番	69	64				
7	主要地方道東海田広島線	中区西白島町16番	71	67				
8	一般市道横川江波線	中区舟入南2丁目7番	70	65	70 ○	64 ○	43○	35 ○
9	主要地方道広島三次線	東区牛田新町4丁目8番	75	69				
10	主要地方道広島中島線	東区上温品3丁目8番	69	64				
11	一般県道府中祇園線	東区中山北町1番	69	64				
12	主要地方道翠町仁保線	南区宇品東2丁目1番	63	58				
13	主要地方道翠町仁保線	南区仁保4丁目2番	67	63				
14	一般県道広島海田線	南区西蟹屋3丁目7番	67	64	67 ○	63 ○	43○	36 ○
15	一般国道2号(西広島バイパス)	西区観音本町1丁目12番	69	67				
16	一般国道2号(西広島バイパス)	西区己斐本町2丁目21番	70	63				
17	主要地方道広島湯来線	西区田方2丁目30番	73	69				
18	一般県道伴広島線	中区榎町10番	70	65				
19	一般市道駅前観音線	西区上天満町3番	67	62				
20	一般市道駅前観音線	西区観音町16番	70	64				
21	一般市道比治山庚午線	西区観音町6番	62	57				
22	一般市道草津沼田線	西区田方2丁目3番	50	44				
23	一般市道草津鈴が峰線	西区井口1丁目20番	65	59				
24	一般市道草津鈴が峰線	西区商工センター4丁目1番	67	63				
25	主要地方道広島湯来線	安佐南区沼田町伴	70	63				
26	一般県道伴広島線	安佐南区沼田町伴	67	61	67 ○	61 ○	37○	30 ○
27	一般県道伴広島線	安佐南区沼田町伴	71	67				
28	一般県道勝木安古市線	安佐南区上安2丁目43番	70	66	70 ○	66 ○	35○	30 ○
29	一般県道八木緑井線	安佐南区緑井6丁目29番	70	66				
30	一般国道54号	安佐北区可部4丁目24番	73	69				
31	一般国道54号	安佐北区可部4丁目11番	73	70				
32	一般国道54号	安佐北区大林3丁目2番	72	67				
33	一般国道54号(可部バイパス)	安佐北区可部1丁目20番	67	58				
34	一般国道54号(可部バイパス)	安佐北区可部5丁目8番	64	59				
35	一般国道191号	安佐北区安佐町飯室	72	64				
36	一般国道191号	安佐北区安佐町飯室	72	66	72 ○	66 ○	39○	26 ○
37	一般国道191号	安佐北区可部町勝木	73	66				
38	一般国道191号	安佐北区亀山3丁目3番	70	67				
39	一般国道261号	安佐北区安佐町飯室	70	63				
40	主要地方道広島三次線	安佐北区上深川町	72	68				
41	主要地方道広島三次線	安佐北区白木町三田	72	66				
42	主要地方道広島豊平線	安佐南区沼田町伴	73	66	73 ○	66 ○	38○	23 ○
43	一般国道31号	安芸区矢野西2丁目3番	71	66				
44	主要地方道五日市筒賀線	佐伯区五日市町下河内	73	66	73 ○	66 ○	43○	26 ○
45	一般県道原田五日市線	佐伯区五日市町石内	72	67				
46	一般県道原田五日市線	佐伯区八幡東4丁目31番	72	67				
47	一般国道2号	安芸区中野東2丁目3番	70	69				
48	一般市道天満矢賀線	中区西十日市町10番	68	63				
49	一般市道中広宇品線	南区宇品東6丁目2番	61	54				
50	一般市道佐伯1区376号線	佐伯区石内南1丁目15番	64	60				
51	一般市道佐伯1区368, 373号線	佐伯区石内南2丁目19番	54	50				
52	一般国道433号	佐伯区湯来町伏谷	63	53				
53	一般国道433号	佐伯区湯来町麦谷	63	54				
54	一般国道488号	佐伯区湯来町多田	58	47				
55	一般県道川角佐伯線	佐伯区湯来町葛原	64	56				

- (注) 1 自動車騒音（3日間のエネルギー平均値）及び道路交通振動の○印は、自動車騒音の限度内であることを、×印は、自動車騒音の限度を超過すること又は道路交通振動の限度を超過することを示す。
- 2 道路近傍騒音及び自動車騒音（3日間のエネルギー平均値）の時間区分で、昼間とは午前6時から午前10時を、夜間とは午後10時から翌日の午前6時を示す。
- 3 道路交通振動の時間区分で、昼間とは午前7時から午後7時を、夜間とは午後7時から翌日午前7時を示す。

道路交通騒音・振動測定地点(平成22年度(2010年度))



縮尺 1 : 200,000

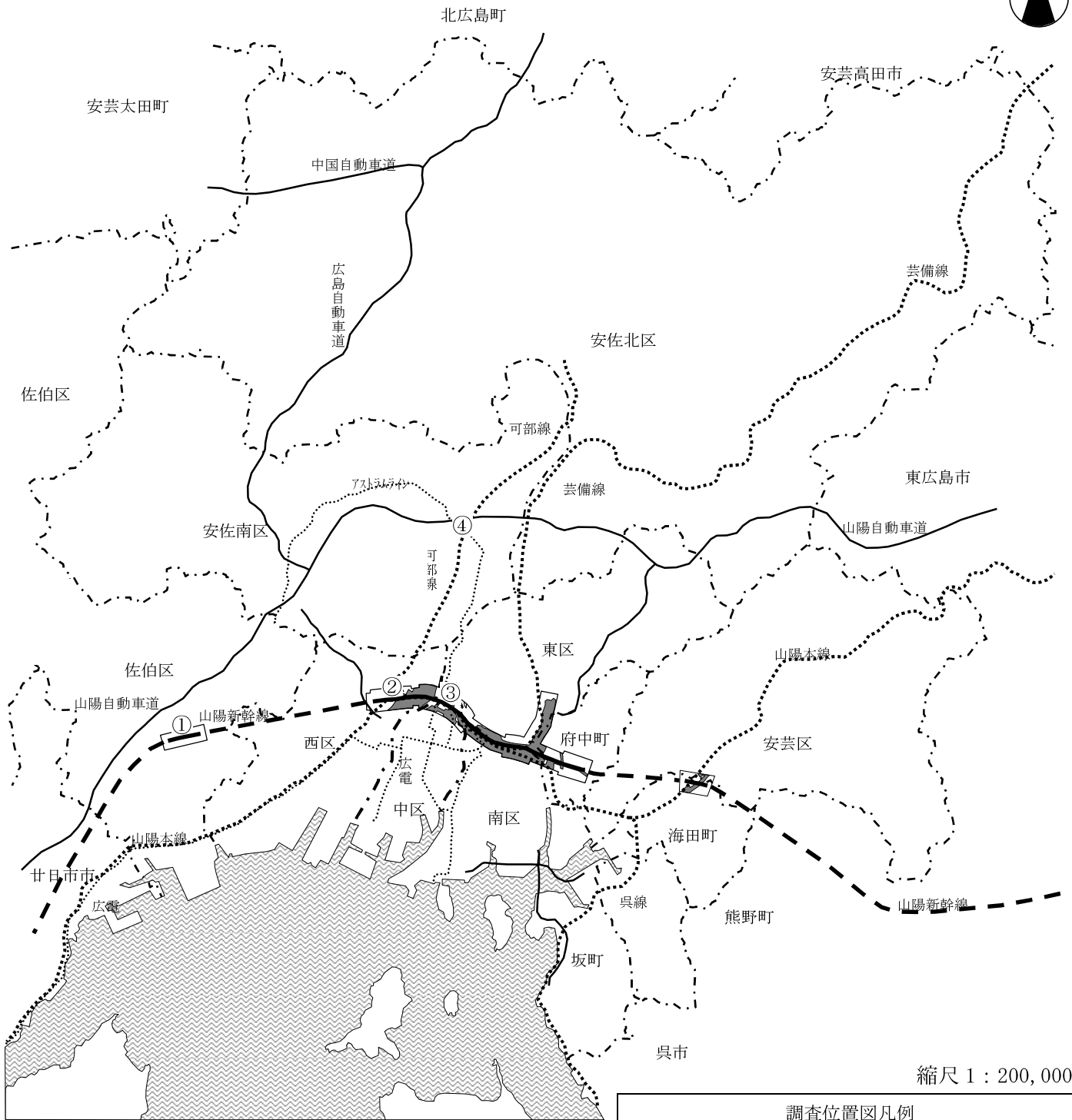
調査位置図凡例	
市区境界	
高速道路	
国道	
その他の道路	
海域	

(3) 鉄道騒音・振動測定結果

地点 番号	区分	測定地点 (用途地域)	軌道構造	防音壁 の種類 (軌道面 からの 高さ)	列車 速度 (km/h)	軌道 中心 からの 距離 (m)	騒音 レベル (dB(A))		振動 レベル (dB)	測 定 年月日
							昼間	夜間		
1	新 幹 線	佐伯区利松2丁目 市道 (第1種住居地域)	高架橋(ラーメン) (8.4m) スラブ (防振スラブマット 有)	逆L (吸音材有) (2.03m)	251	12.5	75	-	平成23年 (2011年) 1月12日	
						25	73	53		
						50	70	49		
						100	62	-		
2	新 幹 線	西区横川新町 太田川河川敷 (市街化調整区域)	PC桁 (18.4m) バラスト (バラストマット有)	直型 (1.50m)	146	12.5	62	-	平成23年 (2011年) 1月13日	
						25	62	47		
						50	64	47		
						100	62	-		
3	新 幹 線	中区西白島町 本川土手 (第2種住居地域)	合成桁 (15.0m) バラスト (バラストマット有)	逆L (2.05m)	113	12.5	77	-	平成23年 (2011年) 1月14日	
						25	73	45		
						50	68	43		
						100	63	-		
4	在 来 線	安佐南区緑井2丁目 緑井第二公園 第2種住居地域	盛土 (1.2m) バラスト	無	51	12.5	63	58	平成23年 (2011年) 1月25日～26日	
						25	59	54		

- (注) 1 騒音レベルは、測定した騒音のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均したものである。但し、在来線の騒音については、昼間(7時～22時)、夜間(22時～翌日7時)の等価騒音レベル(LAeq)を求めたものである。
- 2 振動レベルは、測定した振動のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものを算術平均したものである。

鉄道騒音・振動測定地点(平成22年度(2010年度))



新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

調査位置図凡例

市区境界	-----
J R 新幹線	—————
J R 在来線
その他の路線
高速道路	—————
海域	~~~~~

(4) 航空機騒音測定結果(WECPNL)

単位：WECPNL

地点 番号	測定地点	平成 22 年度(2010 年度)		
		(第 1 回測定)	(第 2 回測定)	(平均値)
1	西区観音新町二丁目 13 番 (菱重興産敷地跡)	70.2	65.3	68.4
3-1	西区観音新町三丁目 8 番 (広島市南観音ポンプ場)	55.1	47.1	52.7
4	西区南観音五丁目 16 番 沖本・藤本宅農地(重富宅前)	62.4	58.1	60.8
7	西区南観音四丁目 13 番 城宅農地(旧 坂本酒店前)	56.8	55.6	56.2
9	西区南観音二丁目 9 番 (斉藤宅農地)	44.0	45.7	44.9
11	西区観音新町一丁目 11 番 (三菱重工業社宅前ロータリー)	45.3	41.3	43.7
19	西区庚午中四丁目 12 番 (庚午中学校)	57.7	57.4	57.6
30	西区観音新町四丁目 8 番 (藤川アパート前)	65.5	60.8	63.8
33	西区観音新町四丁目 12 番 (山陽高等学校)	59.2	55.3	57.7

(注) WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル) とは、航空機騒音のうるさを評価する指標で、航空機騒音に係る環境基準においては、WECPNL を次式により算定することが定められている。

$$WECPNL = \overline{dB(A)} + 10 \log N - 27$$

$\overline{dB(A)}$ とは、暗騒音より 10 dB 以上大きい航空機騒音のピークレベルをパワー平均したもので、N は次式により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

- | | | |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| { | N_1 ; 午前 0 時から午前 7 時までの間の航空機の機数
N_2 ; 午前 7 時から午後 7 時までの間の航空機の機数
N_3 ; 午後 7 時から午後 10 時までの間の航空機の機数
N_4 ; 午後 10 時から午後 12 時までの間の航空機の機数 | } |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

4 有害化学物質関係

(1) 有害大気汚染物質モニタリング結果

(平成 22 年度(2010年度))

項目	井口小学校		安佐南区役所		比治山測定局		楠那中学校	
	最小値～最大値	年平均値	最小値～最大値	年平均値	最小値～最大値	年平均値	最小値～最大値	年平均値
ベンゼン	0.49～2.7	1.1	0.73～2.2	1.2	0.91～3.1	1.4	0.49～2.5	1.1
トリクロロエチレン	(<0.007)～0.11	0.033	(<0.007)～0.21	0.054	(0.021)～0.47	0.19	(<0.007)～0.43	0.17
テトラクロロエチレン	(<0.011)～0.20	0.068	(0.034)～0.18	0.082	(<0.011)～0.20	0.074	(<0.011)～0.19	0.064
ジクロロメタン	0.27～1.3	0.67	0.32～1.4	0.80	0.31～1.8	0.92	0.29～1.9	0.94
アクリロニトリル	(0.009)～0.096	0.044	0.013～0.052	0.029	0.014～0.060	0.035	0.012～0.056	0.032
アセトアルデヒド	0.81～4.4	1.8	0.79～3.3	1.7	0.93～3.5	2.0	0.81～3.2	1.8
塩化ビニルモノマー	(<0.005)～0.11	0.025	(<0.005)～0.076	0.019	(<0.005)～0.13	0.025	(<0.005)～0.12	0.024
クロロホルム	0.076～0.35	0.17	0.079～0.25	0.14	0.087～0.35	0.17	0.069～0.32	0.14
酸化エチレン	0.038～0.096	0.060	0.040～0.18	0.075	0.019～0.11	0.069	0.036～0.092	0.059
1,2-ジクロロエタン	0.036～0.45	0.16	0.038～0.48	0.16	0.038～0.48	0.16	0.035～0.50	0.16
1,3-ブタジエン	(<0.004)～0.35	0.13	0.033～0.28	0.14	0.091～0.37	0.22	0.027～0.26	0.10
ベンゾ[a]ピレン	0.056～1.7	0.31	0.049～1.9	0.31	0.067～1.3	0.36	0.045～1.2	0.30
ホルムアルデヒド	0.93～7.4	3.3	0.90～6.2	2.5	1.5～7.7	3.4	1.0～6.6	2.9
水銀及びその化合物	1.2～2.2	1.7	1.5～2.5	2.0	1.6～2.7	2.1	1.7～3.1	2.3
ニッケル化合物	(1.3)～(3.3)	2.3	(1.2)～4.5	2.2	(1.2)～7.1	3.8	(1.2)～5.9	3.2
ヒ素及びその化合物	0.45～3.9	1.6	0.44～3.1	1.4	0.65～4.1	1.9	0.54～5.9	2.1
ベリリウム及びその化合物	(<0.04)～0.27	0.098	(<0.04)～(<0.04)	(0.020)	(<0.04)～(0.05)	(0.028)	(<0.04)～(0.05)	(0.028)
マンガン及びその化合物	7.6～58	33	4.8～29	14	15～73	30	4.2～56	24
クロム及びその化合物	1.1～5.8	2.8	(0.8)～5.2	2.8	3.1～15	6.7	(0.7)～9.9	4.4

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ただし、ベンゾ[a]ピレン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物については ng/m^3)

(注) 測定は毎月実施。

最小値又は最大値欄には、その測定結果が検出下限値以上・定量下限値未満の場合はその値を括弧書きし、検出下限値未満の場合は(<検出下限値(数値))と記載した。

年平均値欄には、当該地点における測定結果の算術平均値を記載した。ただし、検出下限値未満のデータが存在する場合は、当該検出下限値に1/2を乗じて得られた値を用いて平均値を算出した。なお、この方法による計算値が検出下限値より小さい値になった場合は、得られた値を括弧書きした。

(2) ダイオキシン類調査結果

ア 大気環境調査結果

単位：pg-TEQ/m³

(平成 22 年度(2010年度))

調査地点	第1回 (5月)	第2回 (8月)	第3回 (11月)	第4回 (2月)	年平均値	環境基準値
国泰寺中学校	0.025	0.020	0.034	0.031	0.028	0.6以下
井口小学校	0.025	0.015	0.019	0.023	0.021	
安佐南区役所	0.042	0.021	0.059	0.030	0.038	
可部小学校	0.091	0.064	0.024	0.031	0.053	
安芸区スポーツセンター	0.15	0.16	0.23	0.40	0.24	

イ 公共用水域(河川・海域)調査結果

単位：水質 pg-TEQ/L、底質 pg-TEQ/g

(平成 22 年度(2010年度))

調査地点	水 質			底 質		
	第1回 (7,8月)	第2回 (11月)	年平均値	環境基準値	7,8月	環境基準値
八幡川 泉橋	0.085	0.033	0.059	1以下	0.37	150以下
※太田川 壬辰橋	—	0.070	0.070		※0.22	
太田川 安芸大橋(戸坂上水道取水口)	0.062	0.030	0.046		0.19	
鈴張川 宇津橋	0.13	0.028	0.079		0.22	
根谷川 根の谷橋	0.058	0.020	0.039		0.19	
三篠川 深川橋	0.056	0.040	0.048		0.20	
古川 大正橋(東原)	0.20	0.062	0.13		0.20	
猿猴川 東大橋	0.43	0.078	0.25		0.44	
府中大川 新大州橋	0.30	0.13	0.22		0.40	
瀬野川 貫道橋(貫道)	0.064	0.025	0.045		0.30	
広島湾 江波沖	0.039	0.025	0.032		8.7	
広島湾 井口港沖(17番地点)	0.034	0.020	0.027		11	
広島湾 金輪島南	0.035	0.024	0.030		8.0	
海田湾 海田湾中央	0.061	0.042	0.052		17	

※ 国土交通省中国地方整備局による調査(11月実施)

ウ 地下水調査結果

単位：pg-TEQ/L

(平成 22 年度(2010年度))

調査地点	調査結果	環境基準値
佐伯区 湯来町大字多田	0.023	1以下
佐伯区 湯来町大字菅沢	0.012	
佐伯区 湯来町大字白砂	0.016	
安佐南区 沼田町大字吉山	0.017	
西区 井口二丁目	0.021	

エ 土壌調査結果

単位：pg-TEQ/g

(平成 22 年度(2010年度))

調査地点	調査結果	環境基準値
安佐南区 上安五丁目	0.031	1000以下
安佐南区 祇園三丁目	0.32	
安佐南区 伴南一丁目	0.86	
安佐南区 東野一丁目	0.12	
安佐南区 山本新町一丁目	0.30	

(3) 内分泌かく乱化学物質調査結果

単位：水質 $\mu\text{g/L}$ 、底質 $\mu\text{g/kg}$

(平成 22 年度(2010年度))

物質名 (用途)			4-tert-ブチル フェノール	ノニル フェノール	ビス フェノールA	ポリ塩化 ビフェニル類	トリブチル スズ	トリフェニル スズ	
			界面活性剤、 油溶性フェノール樹脂 の原料		樹脂の 原料	熱媒体、 ノンカーボン紙、 電気製品	船底塗料、 漁網の防汚剤		
河川名・地点名									
水質	河川	八幡川	泉橋	N. D.	N. D.	N. D.			
		太田川	安芸大橋 (戸坂上水道取水口)	N. D.	N. D.	N. D.			
		鈴張川	宇津橋	N. D.	N. D.	N. D.			
		根谷川	根の谷橋	N. D.	N. D.	N. D.			
		三篠川	深川橋	N. D.	N. D.	N. D.			
		古川	大正橋 (東原)	N. D.	N. D.	N. D.			
		府中大川	新大州橋	N. D.	N. D.	N. D.			
		猿猴川	東大橋	N. D.	N. D.	N. D.			
		瀬野川	貫道橋 (貫道)	N. D.	N. D.	N. D.			
	海域	広島湾	江波沖	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
井口港沖 (17番地点)			N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	
金輪島南			N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	
海田湾		海田湾中央	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	
平成10年度～15年度 全国調査結果の検出範囲			N. D. ～ 13	N. D. ～ 21	N. D. ～ 19	N. D. ～ 0.220	N. D. ～ 0.09	N. D. ～ 0.006	
底質	海域	広島湾	江波沖	N. D.	N. D.	N. D.	25	11	1
			井口港沖 (17番地点)	N. D.	N. D.	N. D.	18	15	N. D.
			金輪島南	N. D.	N. D.	N. D.	20	23	1
		海田湾	海田湾中央	N. D.	70	11	59	98	1
	平成10年度～15年度 全国調査結果の検出範囲			N. D. ～ 170	N. D. ～ 12,000	N. D. ～ 350	N. D. ～ 2,200	N. D. ～ 300	N. D. ～ 18

(注) N. D. : 検出下限値未満

(4) P R T R制度による届出排出量・移動量の内訳

単位：kg/年（ただしダイオキシン類はmg-TEQ/年）

（平成21年度(2009年度)）

物質名	排出量			移動量			排出量・移動量
	大気	公共用水域	合計	下水道	廃棄物	合計	
トルエン	469,519	0	469,519	0	43,538	43,538	513,056
キシレン	445,671	0	445,671	0	63,068	63,068	508,738
エチルベンゼン	148,714	0	148,714	0	16,180	16,180	164,894
塩化メチレン	97,710	0	97,710	0	21,200	21,200	118,910
エチレングリコール	3,128	0	3,128	3	42,961	42,964	46,092
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	30,770	0	30,770	0	2,277	2,277	33,046
トリクロロエチレン	7,400	0	7,400	0	4,600	4,600	12,000
ふっ化水素及びその水溶性塩	0	7,531	7,531	0	3,600	3,600	11,131
クロム及び三価クロム化合物	0	0	0	23	7,870	7,893	7,893
マンガン及びその化合物	1	360	361	83	6,851	6,934	7,295
亜鉛の水溶性化合物	0	4,213	4,213	0	2,980	2,980	7,193
ほう素及びその化合物	0	5,934	5,934	0	0	0	5,934
ホルムアルデヒド	2,404	0	2,404	1	710	711	3,115
スチレン	1,205	0	1,205	0	1,600	1,600	2,805
ベンゼン	2,580	0	2,580	0	1	1	2,581
ニッケル化合物	0	340	340	6	2,200	2,206	2,546
クロロホルム	22	0	22	1	2,100	2,101	2,123
シクロヘキシルアミン	0	0	0	0	2,100	2,100	2,100
六価クロム化合物	0	0	0	0	1,600	1,600	1,600
フェノール	1,217	20	1,237	0	0	0	1,237
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	0	0	0	0	1,200	1,200	1,200
1,4-ジオキサン	1,000	0	1,000	0	180	180	1,180
ビスフェノールA型ポリアリル樹脂(液状のものに限る。)	0	0	0	0	961	961	961
バリウム及びその水溶性化合物	0	0	0	0	800	800	800
鉛及びその化合物	0	0	0	0	790	790	790
テトラクロロエチレン	440	0	440	0	290	290	730
無機化合物(錯塩及びシアノ酸塩を除く。)	0	0	0	0	432	432	432
有機スズ化合物	0	0	0	0	370	370	370
チウラム	0	0	0	0	203	203	203
ニッケル	12	0	12	0	171	171	183
ポリ(オキシエチレン)アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	0	0	0	43	100	143	143
フタル酸ジ-n-ブチル	0	0	0	0	75	75	75
モリブデン及びその化合物	0	0	0	0	64	64	64
p-オクチルフェノール	0	0	0	0	57	57	57
N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	0	0	0	0	38	38	38
N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	0	0	0	0	30	30	30
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	0	0	0	18	9	27	27
ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウムクロリド	0	0	0	0	11	11	11
2-イミダゾリジンチオン	0	0	0	0	6	6	6
エチレンオキシド	3	0	3	0	0	0	3
コバルト及びその化合物	0	0	0	0	2	2	3
ジラム	0	0	0	0	2	2	2
銅水溶性塩(錯塩を除く。)	0	1	1	0	0	0	1
ダイオキシン類	160	2	162	0	1,717	1,717	1,879
合計(ダイオキシン類を除く。)	1,211,794	18,398	1,230,192	179	231,227	231,406	1,461,599

5 公害関係法令に基づく事業場数等

(1) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数

(平成23(2011年)3月末現在)

番号	区 施設種類	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	計
3	焙焼炉・焼結炉・煅焼炉			2						2
5	金属溶解炉	4		33	2		10	2	2	53
6	金属加熱炉	1		26	13	1	1	5	1	48
11	乾燥炉			7		3	3	1	2	16
12	電気炉				4			1		5
13	廃棄物焼却炉	5		5	3	5	12	3	11	44
29	ガスタービン	1		1	4					6
30	ディーゼル機関	17	10	30	19	9	8	5	18	116
計		243	47	248	147	71	131	46	91	1,024
工場・事業場数		111	23	78	67	38	62	24	46	449

(注) 番号は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号である。

(2) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数(電気・ガス工作物)

(平成23年(2011年)3月末現在)

番号	区 施設種類	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	計
29	ガスタービン	45	7	14	14	8	5	4	2	99
30	ディーゼル機関	95	19	43	23	31	28	5	15	259
31	ガス機関	4	1	15	3	1	1		9	34
計		144	27	75	40	40	34	9	27	396
工場・事業場数		121 (72)	27 (22)	57 (30)	34 (19)	37 (29)	27 (15)	8 (4)	20 (11)	331 (202)

(注) 1 番号は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号である。

2 ()内の数字は、電気・ガス工作物のみを設置する工場・事業場数である。

(3) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙関係特定施設数

(平成23年(2011年)3月末現在)

番号	区		中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	計
	施設種類										
2	金属溶解炉						1	4			5
3	金属加熱炉				2	2			1		5
8	乾燥炉				5			1	5		11
11	金属精錬 又は加工用	電気めっき施設				20	1				21
		酸洗浄施設			1	1				2	4
12	機械製造 又は加工用	電気めっき施設	2		21	14	8		10		55
		酸洗浄施設	2		13	18	3	1	8		45
17	合成樹脂製造 又は加工用	反応施設			2						2
		熱処理施設			4	2	41	44	6		97
		乾燥施設								1	1
計			4		48	57	54	50	30	3	246
工場・事業場数			2		12	10	5	6	6	2	43

(注) 番号は広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる項番号である。

(4) 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設数

(平成23年(2011年)3月末現在)

番号	区		中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	計
	施設種類										
2	塗装施設		3		5		2	1	6		17
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設				3						3
計			3		8		2	1	6		20
工場・事業場数			2		1		2	1	1		7

(注) 番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号である。

(5) 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設数

(平成23年(2011年)3月末現在)

番号	区		中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	計
	施設種類										
2		鉱物の堆積場							1		1
		土石の堆積場	1	2	9	2	7	10	1	5	37
3		ベルトコンベア	8		17	4	16	66	3	27	141
		バケットコンベア			3						3
4		破砕機			1	1	2	16	1	7	28
		摩砕機					1	7	1		9
5		ふるい					2	18		6	26
計			9	2	30	7	28	117	7	45	245
工場・事業場数			2	2	15	4	8	14	5	8	58

(注) 番号は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。

(6) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん関係特定施設数

(平成23年(2011年)3月末現在)

番号	施設種類	区								計	
		中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯		
2	無機塗料無機顔料製造用粉碎施設						29			29	
3	食料品、飼料又は肥料製造用	原材料粉碎施設	2			5		2		4	13
		ふるい分施設			3					3	6
4	セメント加工用加工施設	粉碎施設			1			1			2
		セメントサイロ	6	1	16	2	14	25	2	16	82
		セメントホッパー			2			1			3
		パッチャープラント	2	1	5	1	6	13	1	11	40
		ふるい分施設	1								1
	自動包装施設	1		4						5	
5	土石製品製造又は加工用	粉碎施設			1	1	6	23	1	4	36
		ふるい分施設	1				6	23	2	11	43
6	石綿又は合成樹脂用	切断施設					12	8			20
		成型施設			5			12	27		44
7	粉炭、石炭又はコークスの堆積場	1		6	1		1			9	
	粉炭製造施設			1						1	
計		14	2	44	10	44	138	33	49	334	
工場・事業場数		5	1	15	4	14	39	5	18	101	

(注) 番号は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第5に掲げる項番号である。

(7) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出数

(平成23年(2011年)3月末現在)

番号	作業の種類	届出件数
1	解体作業	24
2	解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温剤又は耐火被覆剤を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの	0
3	特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業	0
4	改造・補修作業	66
計		90

(注) 番号は、大気汚染防止法施行規則別表第7に掲げる項番号である。

(8) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(平成23年(2011年)3月末現在)

番号	区 業種等	中区			東区			南区			西区		
		50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計
1の2	畜産農業							1	1				
2	畜産食品製造業											2	2
3	水産食品製造業				1	1						23	23
4	保存食品製造業				2	2						1	1
5	みそ、しょう油等製造業											4	4
8	パン若しくは菓子の製造業または製あん業											3	3
10	飲料製造業											2	2
11	動物系飼料・有機質肥料製造業												
16	めん類製造業				2	2		1	1			4	4
17	豆腐又は煮豆の製造業				1	1		1	1			1	1
18の2	冷凍調理食品製造業	1		1				2	2				
19	紡績業又は繊維製品の製造業												
20	洗毛業												
22	木材薬品処理												
23の2	新聞業、出版業、印刷業、製版業							2	2			11	11
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業												
37	その他の石油化学工業												
38	石けん製造業素												
46	有機化学工場製品製造業							1	1				
51の2	工業用ゴム製品製造業												
53	ガラス又はガラス製品の製造業												
54	セメント製品製造業											1	1
55	生コンクリート製造業							3	3				
59	砕石業												
60	砂利採取業												
62	非鉄金属製造業												
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	1		1				1	1	2			
63の2	空きびん卸売業												
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用水道施設				2	2							
65	酸又はアルカリによる表面処理施設				1	1		1	1	2		1	1
66	電気めっき施設							3	3			2	2
66の2	旅館業				3	3		1	5	6		7	7
66の3	共同調理場												
66の4	弁当仕出屋							1		1		8	8
66の5	飲食店											2	2
67	洗たく業				13	13		25	25			34	34
68	写真現像業				2	2		3	3			7	7
68の2	病院(病床数300以上)							1	1			1	1
69	と畜場又は死亡獣畜取扱場											1	1
69の2	中央卸売市場											1	1
70の2	自動車分解整備事業											1	1
71	自動式車両洗浄施設		1	1		13	13		25	25		27	27
71の2	科学技術に関する研究、試験、検査等		1	1		3	3		4	4		1	8
71の3	一般廃棄物処理施設		1	1					1	1			
71の4	産業廃棄物処理施設								2	2		1	1
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設												
72	し尿処理施設(501人槽以上)				2	2		1	1				
73	下水道終末処理施設	2		2				3		3		1	1
74	特定事業場から排出される水の処理施設											1	2
	みなし特定事業場(201~500人槽のし尿浄化槽)							1	3	4		2	1
	計	4	3	7		45	45	9	85	94		5	156

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

番号	安佐南区			安佐北区			安芸区			佐伯区			計		
	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計	50以上	50未満	小計
1の2					3	3					2	2		6	6
2	2	1	3	3	2	5		2	2	1	1	1	6	7	13
3	1	1	2							1	1	1	1	26	27
4	1	6	7					1	1				1	10	11
5		2	2		12	12		2	2		1	1		21	21
8					1	1	1	1	2		1	1	1	6	7
10		1	1		5	5		2	2		2	2		12	12
11											1	1		1	1
16		3	3		1	1		2	2		1	1		14	14
17		11	11	1	6	7		1	1		7	7	1	28	29
18の2													1	2	3
19		2	2											2	2
20								2	2					2	2
22					1	1								1	1
23の2		5	5		2	2								20	20
28							1		1				1		1
37		1	1											1	1
38		1	1											1	1
46														1	1
51の2		2	2	1	1	2							1	3	4
53		2	2	1		1							1	2	3
54		1	1		4	4					2	2		8	8
55		3	3		8	8		1	1		6	6		21	21
59		2	2		5	5								7	7
60		3	3		1	1								4	4
62					1	1								1	1
63		2	2		1	1		3	3		3	3	2	10	12
63の2											1	1		1	1
64の2		1	1		1	1	1		1		1	1	1	5	6
65		1	1		3	3	2	8	10	1	2	3	4	17	21
66		2	2		1	1		4	4					12	12
66の2				1	24	25		3	3	1	14	15	3	56	59
66の3					1	1					3	3		4	4
66の4		1	1	1	2	3		2	2		1	1	2	14	16
66の5		4	4											6	6
67		53	53		42	42		9	9		36	36		212	212
68		10	10		9	9		1	1		10	10		42	42
68の2		1	1		2	2		1	1		1	1		7	7
69														1	1
69の2														1	1
70の2		3	3		1	1		4	4		1	1		10	10
71		62	62		52	52		19	19		38	38		237	237
71の2		4	4		3	3		1	1		4	4	1	28	29
71の3		1	1		1	1					1	1		5	5
71の4		1	1		3	3					2	2		9	9
71の5					2	2		2	2					4	4
72	1		1	19		19	4		4	5		5	30	2	32
73										1		1	7		7
74		1	1										1	3	4
みなし特定事業場	3	7	10	4	8	12	2	1	3	4	8	12	16	28	44
計	8	201	209	31	209	240	11	72	83	13	150	163	81	921	1002

(注) 1 番号は、水質汚濁防止法施行令の別表第1に掲げる番号である。

2 201～500人槽のし尿浄化槽は、瀬戸内海環境保全特別措置法により特定施設とみなされる。

(9) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく水質関係特定事業場数

(平成23年(2011年)3月末現在)

番号	施設	区								計
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	
1	パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設		4	4	4	14	8	1	5	40
2	養豚業の用に供する施設									
3	理科学に関する試験研究の用に供する洗浄施設		4		5	8	5	2	3	27
4	流水式塗装施設				1		1		1	3
	計		8	4	10	22	14	3	9	70

(注) 1 水質汚濁防止法に定める特定施設を設置している事業場を除く。

2 番号は広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第7に掲げる項番号である。

(10) 騒音規制法に基づく工場・事業場数

(平成23年(2011年)3月末現在)

番号	施設	区								計
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	
1	金属加工機械	18	7	64	51	39	39	43	31	292
2	空気圧縮機等	239	46	142	115	101	110	65	61	879
3	粉砕機等		2	3	3	10	25	7	8	58
4	織機				1	1	1			3
5	建設用資材製造機			1	1	5	13	1	2	23
6	穀物用製粉機			1						1
7	木材加工機械	24	10	52	59	35	52	16	28	276
8	抄紙機									0
9	印刷機械	66	21	48	96	22	6	2	10	271
10	合成樹脂用射出成形機			1	2	10	15	8	3	39
11	鋳造型機				1	1	2			4
	計	347	86	312	329	224	263	142	143	1,846

(注) 番号は、騒音規制法施行令別表第1に掲げる号番号である。

(11) 振動規制法に基づく工場・事業場数

(平成23年(2011年)3月末現在)

番号	施設	区								計
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	
1	金属加工機械	17	10	50	34	29	39	28	37	244
2	圧縮機	34	9	66	59	50	60	33	29	340
3	破砕機等		2	2	2	11	28	5	9	59
4	織機				1	1				2
5	コンクリートブロックマシン等				1	2	1		5	9
6	木材加工機械	3		9	1		6	1	4	24
7	印刷機械	18	3	11	38	11	3		7	91
8	ゴム練用又は合成樹脂用ロール機						3			3
9	合成樹脂用射出成形機			1	1	7	14	7	1	31
10	鋳造型機					1	2		1	4
	計	72	24	139	137	112	156	74	93	807

(注) 番号は、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号である。

(12) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音関係特定事業場数

(平成23年(2011年)3月末現在)

番号	施設	区								計
		中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	
1	金属加工機械	52	40	143	165	108	75	108	48	739
2	空気圧縮機等	197	46	102	92	71	76	32	32	648
3	コンクリートブロックマシン等		1	1	5	4	5		6	22
4	木材加工機械	36	28	55	102	89	61	30	40	441
5	ダイカストマシン						1			1
6	オシレートコンベア						1			1
7	電動発電機	10		1	1				1	13
	計	295	115	302	365	272	219	170	127	1,865

(注) 番号は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第10に掲げる号番号である。

(13) 騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出数

(平成23年(2011年)3月末現在)

番号	特定建設作業の種類	届出件数
1	くい打機等	138
2	びょう打機	0
3	さく岩機	461
4	空気圧縮機	20
5	コンクリートプラント等	2
6	バックホウ	59
7	トラクターショベル	2
8	ブルドーザー	1
	計	683

(注) 番号は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる号番号である。

(14) 振動規制法に基づく特定建設作業実施届出数

(平成23年(2011年)3月末現在)

番号	特定建設作業の種類	届出件数
1	くい打機等	136
2	鋼球	0
3	舗装版破砕機	2
4	ブレーカー	328
計		466

(注) 番号は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる号番号である。

(15) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係特定施設・事業場数

(平成23年(2011年)3月末現在)

施設種類		区分	施設数	事業場数	純事業場数
肥料又は飼料の製造業	イ原料置場		7	1	2
	ロ蒸解施設		15	2	
	ハ乾燥施設		2	1	
養豚業又は養鶏業	イ飼養施設		29	15	15
	ロ収容施設		0	0	
	ハ飼料調理施設		1	1	
	ニ鶏ふん乾燥施設		20	8	
計			74	—	17

(16) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設数

(平成23年(2011年)3月末現在)

施設種類		区	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	計
別表1	4 アルミニウム合金の製造							2			2
	5 廃棄物焼却炉	6		6	6	6	21	4		10	59
別表2	2 カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設								1		1
	15 廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄装置、湿式集塵施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの	10		9	4	5	12			6	46
	16 PCBの分解施設			1							1
	18 下水道終末処理施設	3		2	2						7
計		19		18	12	11	35	5		16	116
工場・事業場数		4		6	4	4	20	4		5	47

(注) 番号はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表に掲げる項番号である。

(17) 公害防止管理者等選任状況

(平成23年(2011年)3月末現在)

業 種	種 類	区 分	特定工場数	公 害 防 止 管 理 者 数													
				統括者	主任	大気1種	大気2種	大気3種	大気4種	水質1種	水質2種	水質3種	水質4種	騒音	振動	一般粉じん	ダイオキシン
総 数	選 任		76	64				10	11		11		3	26	24	14	1
	未選任		30	28				3						25	35	3	
食 料 品 製 造 業	選 任		7	6				5					3				
	未選任		1	2				1									
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	選 任		1	1				1									
	未選任																
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	選 任																
	未選任		1	1											1		
化 学 工 業	選 任		1	1				1									
	未選任																
石 油 製 品 他	選 任		4	4			2									4	
	未選任							1									
プ ラ ス チ ッ ク	選 任		1	1				1									
	未選任		1	1				1									
ゴ ム 製 品	選 任		2	2				1		1							
	未選任																
窯 業 ・ 土 石 製 品	選 任		12	8				1		1						10	
	未選任		3	4												3	
鉄 鋼 業	選 任		3	3			1								2		
	未選任		1	1									1	1			
非 鉄 金 属	選 任		1	1			1										1
	未選任		1	1									1	1			
金 属 製 品	選 任		16	12			1			5			10	8			
	未選任		7	9									7	10			
一 般 機 械 器 具	選 任		8	8			3			1			3	4			
	未選任		4	2									4	6			
電 気 機 械 器 具	選 任																
	未選任		2										2	2			
輸 送 用 機 械 器 具	選 任		18	15			1	1		3			12	10			
	未選任		8	6									9	13			
精 密 機 械 器 具	選 任		1	1									1				
	未選任																
そ の 他	選 任		1	1			1										
	未選任		1	1									1	1			

(注) 選任には一部選任も含む。

(18) 年度別公害苦情件数

単位：件

年度	種類	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他
18年度 (2006年度)		418	35	146	135	21	75	0	1	5
19年度 (2007年度)		385	38	98	146	28	66	0	0	9
20年度 (2008年度)		386	39	98	138	13	93	0	0	5
21年度 (2009年度)		337	24	86	138	12	70	0	1	6
22年度 (2010年度)		374	31	115	148	14	63	0	0	3

(19) 業種別公害苦情件数

単位：件

(平成22年度(2010年度))

業種	種類	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他
総数		374	31	115	148	14	63	0	0	3
農業		2	0	1	0	0	1	0	0	0
林業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業		2	0	0	1	0	1	0	0	0
鉱業		2	1	1	0	0	0	0	0	0
建設業		102	20	7	55	10	9	0	0	1
製造業		47	2	14	17	1	12	0	0	1
電気・ガス・熱供給・水道業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業		0	0	0	2	0	0	0	0	0
運輸業		8	0	5	3	0	0	0	0	0
卸売・小売業		13	1	0	12	0	0	0	0	0
金融・保険業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業		1	0	1	0	0	0	0	0	0
飲食店・宿泊業		21	0	3	7	0	11	0	0	0
不動産業		1	0	1	0	0	0	0	0	0
医療・福祉		2	0	1	1	0	0	0	0	0
教育・学習支援業		2	0	0	2	0	0	0	0	0
複合サービス業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業(他に分類されないもの)		48	5	10	20	0	12	0	0	1
公務(他に分類されないもの)		5	0	3	0	1	1	0	0	0
分類不能の産業		3	0	1	2	0	0	0	0	0
その他		17	0	6	9	2	0	0	0	0
個人		21	2	6	9	0	4	0	0	0
原因者不明		76	1	55	8	0	12	0	0	1

6 廃棄物関係

(1) 一般廃棄物

ごみ排出量の推移

単位：t

年 度	総 量	家庭ごみ	事業ごみ			都市美化ごみ (町内清掃等)	(別 掲) 焼却灰
			一般廃棄物	産業廃棄物	計		
14年度 (2002年度)	443,866	239,004	194,041	8,363	202,404	2,458	42,965
15年度 (2003年度)	443,278	238,579	196,055	6,298	202,353	2,346	※1 39,568
16年度 (2004年度)	421,971	226,347	186,113	5,720	191,833	3,791	※2 34,114
17年度 (2005年度)	414,819	227,555	178,733	6,122	184,855	2,379	※3 34,408
18年度 (2006年度)	404,845	233,084	163,692	5,937	169,629	2,132	※4 31,359
19年度 (2007年度)	394,418	229,202	156,788	6,438	163,226	1,990	※5 31,795
20年度 (2008年度)	375,964	220,787	146,073	7,259	153,332	1,845	※6 30,317
21年度 (2009年度)	367,101	217,072	139,033	9,194	148,227	1,802	※7 29,261
22年度 (2010年度)	356,521	211,757	136,850	6,272	143,122	1,642	※8 29,845

資料：広島市環境局業務部業務第一課

(注) 平成18年度(2006年度)まで山県郡西部衛生組合で収集・処理していた、佐伯区の湯来町及び杉並台からの排出量(平成17年度1,561トン、平成18年度1,694トン)は含みません。

※1 溶融メタル等574トンを含みます。

※2 スラグ7,868トン及び溶融メタル等1,608トンを含みます。

※3 スラグ7,894トン及び溶融メタル等1,308トンを含みます。

※4 スラグ7,015トン及び溶融メタル等1,561トンを含みます。

※5 スラグ6,982トン及び溶融メタル等1,228トンを含みます。

※6 スラグ7,635トン及び溶融メタル等1,145トンを含みます。

※7 スラグ7,192トン及び溶融メタル等1,172トンを含みます。

※8 スラグ6,959トン及び溶融メタル等1,158トンを含みます。

ごみ処理量の推移

単位：t

年 度	焼 却	埋 立	再 生	無害化	計
14年度 (2002年度)	338,625	102,273	45,455	478	486,831
15年度 (2003年度)	344,262	98,272	39,833	479	482,846
16年度 (2004年度)	327,575	68,958	59,058	494	456,085
17年度 (2005年度)	325,238	67,058	56,521	410	449,227
18年度 (2006年度)	316,508	51,721	67,578	397	436,204
19年度 (2007年度)	313,386	48,707	63,721	399	426,213
20年度 (2008年度)	301,516	44,771	59,575	419	406,281
21年度 (2009年度)	295,313	42,620	58,018	411	396,362
22年度 (2010年度)	290,574	38,641	56,746	405	386,366

資料：広島市環境局業務部業務第一課

(注) 山県郡西部衛生組合での処理量は含みません。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物処理業許可の内訳

業の区分	許可区分		件数			
			平成21年度末		平成22年度末	
産業廃棄物 処理業	収集運搬業		1,785		1,712	
	処分業	中間処理業	115	107	112	105
		最終処分業		8		7
特別管理産業廃棄物 処理業	収集運搬業		263		257	
	処分業	中間処理業	10	10	10	10
		最終処分業		0		0

資料：広島市環境局業務部産業廃棄物指導課

(注) 区分を重複して許可を有する場合は、各区分ごとに計上しています。

産業廃棄物処理施設設置状況(平成22年度末)

区分	設置者		計
	事業者	処理業者	
汚泥の脱水施設	8	6	14
汚泥の乾燥施設(天日乾燥)	—	—	0
汚泥の焼却施設	1	9	10
廃油の油水分離施設	—	2	2
廃油の焼却施設	—	8	8
廃プラスチック類の破碎施設	—	8	8
廃プラスチック類の焼却施設	1	10	11
木くず・がれき類の破碎施設	—	36	36
その他の焼却施設	2	17	19
最終処分場	1	11	12
合計	13	107	120

資料：広島市環境局業務部産業廃棄物指導課

(注) 焼却施設、破碎施設は、2種類以上の廃棄物を処理している場合は、それぞれに計上しています。

7 環境基準

環境基準は環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、次のように定められている。

(広島市関係分について抜粋)

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊 粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学 オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

(昭53年7月11日環境庁告示第38号)

二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
-------	------------------------------------------------	-------------------------------

(平21年9月9日環境省告示第33号)

微小 粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
-------------	-----------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

(2) 水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(7) 河川

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50 MPN/100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN/100ml以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000 MPN/100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

- 注1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級 コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全	亜鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下		
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下		
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下		
測定方法		規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 9 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 9 の 1(1)による。)		

備考 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(イ) 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100ml 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表 10 に掲げる方法

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
" 2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
" 3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全	亜鉛	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下		
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)		

ウ 広島市内水域に係る環境基準の類型指定

昭和45年 9月 1日 閣議決定
 昭和49年10月 1日 広島県告示第806号
 昭和50年 6月13日 広島県告示第527号
 昭和60年 3月18日 広島県告示第273号
 昭和61年 3月31日 広島県告示第323号

水域名	名称	範囲	当該類型	指定年月日	指定機関
広島市内水域	太田川上流	行森川合流点から祇園水門まで	河川-A	S45.9.1	国
	太田川下流	祇園水門より下流	〃-B		
	天満川	全域	〃-A		
	旧太田川	全域	〃-A		
	元安川	全域	〃-A		
	京橋川	全域	〃-A	S60.3.18	広島県
	猿猴川	全域	〃-B	S45.9.1	国
	府中大川	全域	〃-D	S61.3.31	広島県
八幡川水域	八幡川上流	郡橋より上流	〃-A	S50.6.13	広島県
	八幡川下流	郡橋より下流	〃-B		
太田川関連支川水域	水内川	全域	〃-A	S50.6.13	広島県
	太田川上流(二)	明神橋から行森川合流点まで	〃-A		
	吉山川	全域	〃-A		
	鈴張川	全域	〃-A		
	根谷川上流	代田一合橋より上流	〃-A		
	根谷川下流	代田一合橋より下流	〃-B		
	三篠川	全域	〃-A		
	安川	全域	〃-B		
古川下流	安川合流点より下流	〃-B			
広島湾水域	海田湾	別記1の水域	海域-B	S49.10.1	広島県
	広島市地先海域	別記2の水域	〃-A		
	五日市・廿日市地先海域	別記3の水域	〃-A		
	広島湾	別記4の水域	〃-A		

(別記)

- 1 共永興業株式会社広島営業所坂倉敷地(安芸郡坂町字鯛尾 5708 番地の 16)西側北端から広島港宇品外貿ふ頭岸壁西南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(海田湾)
- 2 広島市宇品島南端から八幡川河口左岸南方 1,500mの地点(北緯 34 度 21 分 14 秒、東経 132 度 23 分 13 秒。以下、「八幡川沖合地点」という。)まで引いた線、同地点から八幡川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(広島市地先海域)
- 3 八幡川河口左岸から八幡川沖合地点まで引いた線、同地点から廿日市市鱈浜鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(五日市・廿日市地先海域)
- 4 廿日市市鱈浜鼻から厳島聖埼まで引いた線、同島センゴ鼻から西能美島豪頭鼻まで引いた線、江田島二ッ小島から呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、海田湾、広島市地先海域及び五日市・廿日市地先海域に係る部分を除いたもの(広島湾)

エ 海域の窒素・磷に係る水質環境基準の類型指定

(平成9年4月10日 広島県告示第450号)

水域名	範囲	該当類型	指定年月日	指定機関
広島湾北部	別記1の水域	海域 III	平成9年4月10日	広島県
広島湾南部	別記2の水域	海域 II	平成9年4月10日	広島県

(別記)

- 1 (広島湾北部)
廿日市市鱈浜鼻と似島大筏鼻を結ぶ線、同地点と金輪島金輪尻ノ鼻を結ぶ線、同地点と安芸郡坂町タツガ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 2 (広島湾南部)
廿日市市鱈浜鼻と厳島聖埼を結ぶ線、同島センゴ鼻と西能美島豪頭鼻を結ぶ線、江田島二ッ小島と呉市と安芸郡坂町の境界でもある陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、広島湾北部に係る部分を除いたもの

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/L 以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素あつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(4) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	※検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)55 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法(規格 38.1.1 に定める方法を除く。)
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2 に定める方法
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法

項 目	基 準 値	測 定 方 法
チ ウ ラ ム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シ マ ジ ン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
ふ っ 素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほ う 素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法 又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

※ 土壌の汚染に係る環境基準の基準値の変更は、平成 22 年(2010 年)6 月 16 日に施行

(5) 騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

ア 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及 B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

イ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注 「車線」とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

注1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいう。

※ この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

エ 地域の類型指定

(平成11年2月12日広島県告示第149号)

該当類型	地域の区分
AA	該当地域なし
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域(C類型に該当する区域を除く。)
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(宇宇佐・宇津伏及び宇久日市の地域に限る。)、大字伏谷(宇今山(137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。))及び宇岡野原(778番地の1から778番地の14までの地域に限る。)の地域

(6) 航空機騒音に係る環境基準

ア 環境基準

(昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号)

地域の類型	基準値(単位：W E C P N L)
I	70 以下
II	75 以下

イ 地域の類型指定

(昭和 52 年 6 月 10 日広島県告示第 405 号)

該当類型	地域の範囲
I	該当地域なし
II	広島市西区南観音三丁目、同区南観音四丁目、同区南観音五丁目、同区南観音六丁目及び同区観音新町二丁目並びに同区観音新町四丁目のうち 6 番(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域の定めのある地域に限る。)7 番から 9 番まで及び 11 番から 13 番まで

(7) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

ア 環境基準

(昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号)

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

イ 地域の類型指定

(昭和 52 年 6 月 10 日広島県告示第 406 号)

該当類型	地域の区分	地域の範囲
I	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域	新幹線鉄道の軌道中心線(トンネルの部分(両側のトンネルの出入口からトンネルの中央部方向に150メートル以内の部分を除く。)から左右両側それぞれ300メートル(橋りょう構造に係る部分については、400メートル)以内の地域(広島車輛基地に係る側線部分(分岐点51イロから軌道の末端までの部分に限る。))については、両端の軌道の中心線(末端から進行方向に300メートルを加えた部分を含む。)から外部方向にそれぞれ300メートル以内の地域及び軌道の中心線の末端を結ぶ線から進行方向に300メートル以内の地域)
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	

(8) ダイオキシン類に係る環境基準

(平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
- 4 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 5 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

(9) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4 環告 4)	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4 環告 4)	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4 環告 4)	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。 (H13.4.20 環告 30)	

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

8 その他の基準

(1) 底質の暫定除去基準値

(昭和50年10月28日環水管第119号)

物 質	底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)
水 銀	25 ppm 以上
P C B	10 ppm 以上

(2) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値

(平成2年5月24日環水土第77号)

(改正 平成22年9月29日環水大土発第100929001号)

農薬名		指針値 mg/L	農薬名		指針値 mg/L	農薬名		指針値 mg/L
殺 虫 剤	アセタミプリド	1.8	殺 菌 剤	クロロネブ	0.5	除 草 剤	カフェンストロール	0.07
	アセフェート	0.063		ジフェノコナゾール	0.3		シクロスルファミロン	0.8
	イソキサチオン	0.08		シプロコナゾール	0.3		ジチオピル	0.095
	イミダクロプリド	1.5		シメコナゾール	0.22		シデュロン	3
	エトフェンプロックス	0.82		チウラム(チラム)	0.2		シマジン(CAT)	0.03
	クロチアニジン	2.5		チオファネートメチル	3		テルブカルブ(MBPMC)	0.2
	クロルピリホス	0.02		チフルザミド	0.5		トリクロピル	0.06
	ダイアジノン	0.05		テトラコナゾール	0.1		ナプロパミド	0.3
	チアメトキサム	0.47		テブコナゾール	0.77		ハロスルフロンメチル	2.6
	チオジカルブ	0.8		トリフルミゾール	0.5		ピリブチカルブ	0.23
	テブフェノジド	0.42		トルクロホスメチル	2		ブタミホス	0.2
	トリクロルホン(D EP)	0.05		バリダマイシン	12		フラザスルフロン	0.3
	ピリダフェンチオン	0.02		ヒドロキシイソキサ ゾール(ヒメキサゾ ール)	1		プロピザミド	0.5
	フェニトロチオン (MEP)	0.03		フルトラニル	2.3		ベンスリド(SAP)	1
	ペルメトリン	1		プロビコナゾール	0.5		ペンディメタリン	1
ベンスルタップ	0.9	ベノミル	0.2	ペンフルラリン(ベ スロジン)	0.8			
殺 菌 剤	アゾキシストロビン	4.7	ペンシクロン	1.4		0.47		
	イソプロチオラン	2.6	ボスカリド	1.1	※メコプロップ	(メコプロップ として)		
	イブロジオン	3	ホセチル	23	MCPAイソプロピ ルアミン塩及びMC PAナトリウム塩	(MCPA として)	0.05	
	イミノクタジナル ベシル酸塩及びイミ ノクタジン酢酸塩 (イミノクタジナル として)	0.06	ポリカーバメート	0.3				
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04	メタラキシル及びメ タラキシルM (メタラキシル として)	0.58				
	オキシシン銅(有機銅)	0.4	メプロニル	1	植物成長調整剤			
	キャプタン	3	アシュラム	2	トリネキサパックエ チル	0.15		
	クロロタロニル(T PN)	0.4	エトキシスルフロン	1				
			オキサジアルギル	0.2				
			オキサジクロメホン	0.24				

※ メコプロップとは、メコプロップカリウム塩(MC P Pカリウム塩)、メコプロップジメチルアミン塩(MC P Pジメチルアミン塩)、メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩をいう。

(3) 自動車騒音の限度

(平成12年3月2日総理府令第15号・昭和61年4月1日広島市告示第96号)

区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌6時)
a区域	第1種低層住居専用地域	1車線	65デシベル	55デシベル
	第2種低層住居専用地域	2車線以上	70デシベル	65デシベル
	第1種中高層住居専用地域			
	第2種中高層住居専用地域	近接区域	75デシベル	70デシベル
b区域	第1種住居地域	1車線	65デシベル	55デシベル
	第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 (c区域に該当する区域を除く。)	2車線以上 近接区域	75デシベル	70デシベル
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 並びに佐伯区湯来町のうち大字下 (字宇佐・字津伏及び字久日市の 地域に限る。)、大字伏谷(字今山 (137番地の1から137番地の55ま で・145番地・146番地及び149番地 の地域に限る。))及び字岡野原(778 番地の1から778番地の14までの地 域に限る。))の地域	車線を有する 道路 近接区域	75デシベル	70デシベル

- 注 1 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 2 「車線」とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- 3 「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。
- 4 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

(4) 道路交通振動の限度

ア 基準値

(振動規制法施行規則第12条)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注 振動レベルは、測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

イ 区域の区分の指定

(昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 97 号)

区域の区分	区 域 の 範 囲
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域（第 2 種区域に該当する区域を除く。）
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）の地域

ウ 時間の区分の指定

(昭和 61 年 4 月 1 日広島市告示第 97 号)

時間の区分	時 間
昼 間	午前 7 時から午後 7 時まで
夜 間	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで

(5) 有害大気汚染物質に係る指針値

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	年平均値 $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水 銀	年平均値 $0.04 \mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下
ニッケル化合物	年平均値 $0.025 \mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	年平均値 $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 $6 \text{ng-As}/\text{m}^3$ 以下